

福岡県公報

平成二十八年三月二十九日
第三千七百八十号
増刊 ①

目次

条 例 (第三号―第二十九号)

○福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例 (行政経営企画課)	……………五
○福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)	……………六
○福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	……………四一
○福岡県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	……………四一
○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例 (総務事務センター)	……………四二
○福岡県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例 (市町村支援課)	……………四二
○福岡県自治紛争処理委員審理関係書類複写等手数料条例 (市町村支援課)	……………四三
○福岡県選挙管理委員会審理関係書類複写等手数料条例 (市町村支援課)	……………四四
○福岡県消費生活センター条例 (生活安全課)	……………四五
○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (医療指導課)	……………四五
○福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	……………四五
○福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例 (職業能力開発課)	……………四六
○福岡県職業能力開発促進条例の一部を改正する条例 (職業能力開発課)	……………四六
○福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例 (農林水産政策課)	……………四六

○福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路維持課)	……………四八
○福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (河川課)	……………四九
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例 (建築都市総務課)	……………四九
○福岡県建築審査会設置条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	……………五五
○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園街路課)	……………五六
○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県流域下水道条例の一部を改正する条例 (下水道課)	……………五六
○福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	……………五七
○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	……………五八
○福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課)	……………七二
○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	……………七二
○福岡県警察職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	……………七二
○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	……………七四
○福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (警察本部組織犯罪対策課)	……………一一二

公布された条例のあらまし

◇福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例 (総務部行政経営企画課)

1 行政不服審査法の制定により、審査請求人又は参加人が提出書類の写し等の交付を求めることができるとされたことに伴い、当該写し等の交付に係る手数料の徴収について必要な事項を定めることとした。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
 [作成] 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南六丁目6番1号 株式会社ドミックスコーポレーション (電話 092-431-4061)

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定による地方公務員法の一部改正の趣旨並びに福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十八年一月二十六日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、級別標準職務表及び給料表の見直し等を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 福岡県立筑後いずみ園を社会福祉法人へ移譲することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定による地方公務員法の一部改正に伴い、職員の降給に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

例

(総務部総務事務センター)

1 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の制定により、傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金が併給される場合の調整率が改められたことに伴い、地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づき、議会の議員その他の非常勤の職員の災害補償制度についても、同様の措置を講ずることとした。

2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

1 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、県民の利便の増進と行政の合理化を図るため、県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に知事保存本人確認情報を提供するために必要な事項を定めるとともに、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。ただし、第一条

中別表第一の改正規定(同表第一号から第三号までを削り、同表第四号を同表第一号とし、同表第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げる部分に限る。)は公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県自治紛争処理委員審理関係書類複写等手数料条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

1 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による地方自治法の一部改正により、自治紛争処理委員の審理において、審査の申立てをした者等が提出書類の写し等の交付を求めるとされたとされたことに伴い、当該写し等の交付に係る手数料の徴収について必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県選挙管理委員会審理関係書類複写等手数料条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

1 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による地方自治法及び公職選挙法の一部改正により、選挙管理委員会の審理において、審査の申立てをした者等が提出書類の写し等の交付を求めるとされたとされたことに伴い、当該写し等の交付に係る手数料の徴収について必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県消費生活センター条例

(新社会推進部生活安全課)

1 消費生活センターを行政機関として位置付けることに伴い地方自治法第百五十六条第二項の規定に基づき位置、名称及び所管区域を定めるほか、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の制定による消費者安全法の一部改正により、消費生活センターの組織及び運営等については条例で定めることとされたことに伴い必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 歯科技工士法施行規則及び歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の制定による歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正により、歯科技工士国家試験に係る合格証明書の交付に係る経過措置を廃止することとされたことに伴い、当該合格証明書の交付申請に係る手数料について削除することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部介護保険課)

1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による介護保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

(福祉労働部職業能力開発課)

1 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県職業能力開発促進条例の一部を改正する条例

(福祉労働部職業能力開発課)

1 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の制定による職業能力開発促進法の一部

改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

(農林水産部農林水産政策課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による農産物検査法の一部改正により、登録検査機関に関する事務の一部が知事の事務とされたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による土地改良法等の一部改正により、異議の申出をしたもの等が提出書類の写し等の交付を求めるとできるとされたことに伴い、これらの手数料の徴収について必要な事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(県土整備部道路維持課)

1 道路法等の一部を改正する法律の制定による道路法の一部改正により、道路の占用における入札制度を導入することができることとされたことに伴い、道路の占用入札における占用料の額の最低額を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(県土整備部河川課)

1 流水占用料及び土地占用料について、適正な徴収を可能とするため減免規定を見直すほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県建築審査会設置条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による建築基準法の一部改正により、建築審査会の委員の任期について条例で定めることとされたことに伴い必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

- 1 天神中央公園の地下を占用して整備された公共駐車場に係る建設費の償還が終了することを踏まえ、都市公園の地下を公共駐車場として占用する場合の使用料の額を改定するとともに、公園施設として筑後広域公園内にドッグランを整備することに伴い、その利用料金の上限を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十八年四月三日から施行することとした。ただし、別表第二に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県流域下水道条例の一部を改正する条例

(建築都市部下水道課)

- 1 水防法等の一部を改正する法律の制定による下水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定による地方公務員法の一部改正に伴い、公立学校職員の降給に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定による地方公務員法の一部改正の趣旨並びに福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十八年一月二十六日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、級別標準職務表及び給料表の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定による地方公務員法の一部改正に伴い、警察職員の降給に関し必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の制定による地方公務員法の一部改正の趣旨並びに福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十八年一月二十六日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、級別標準職務表及び給料表の

見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(警察本部組織犯罪対策課)

1 暴力団が依然として県民等に多大な脅威を与えている本県の現状に鑑み、本県からの暴力団の排除を一層推進するため、暴力団員の暴力団からの離脱を促進するための措置等について定めるとともに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の制定により、特定遊興飲食店営業に関する規定が整備されたこと等に伴い、特定接客業に特定遊興飲食店営業を加えるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第十四条の二第一項の改正規定は、平成二十八年六月二十三日から施行することとした。

条 例

福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三号

福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第三十八条第六項において読み替えて適用する同条第四項及び第五項(法第六十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)並びに法第八十一条第三項において読み替えて準用する法第七十八条第四項及び第五項の規定に基づき、提出書類の写し等の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付)

第二条 次に掲げる書面若しくは書類の写し、主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面(以下これらを「複写書面」という。)の交付

を受けようとする者は、交付を受けるときに手数料を納付しなければならない。

一 法第三十八条第一項(法第九条第三項において読み替えて適用する場合及び法第六十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面

二 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項に規定する主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面

(手数料の額)

第三条 手数料を徴収する複写書面の種類及び区分並びに手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の減免)

第四条 審理員又は福岡県行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百三十八条の四第一項に規定する委員若しくは委員若しくは同条第三項の規定により福岡県が設置する機関が審査庁である場合又は法第九条第一項ただし書の規定により福岡県の条例に特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員又は福岡県行政不服審査会」とあるのは、「審査庁」とする。

3 地方自治法第四百四十三条第三項(同法第八十条の五第八項及び第四百八十四条第二項において準用する場合を含む。)の審査請求に係るものである場合における第一項の規定の適用については、同項中「審理員又は福岡県行政不服審査会」とあるのは、「自治紛争処理委員」とする。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表(第三条関係)

複写書面の種類	区 分	金額(用紙一枚につき)

備考	一 電磁的記録に記録された事項を記載した書面	一 用紙に出力したもの(単色刷り)	一〇円
	二 その他の複写書面	二 用紙に出力したもの(多色刷り)	三〇円
	一 複写機により複写したもの(単色刷り)	一〇円	
	二 複写機により複写したもの(多色刷り)	三〇円	

- 備考
- 一 日本工業規格 A 列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。
 - 二 両面に出力され、又は複写された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「よる」を「定めるとおり」とし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類される」に改め、同条第三項中「職を」を「職務の級を」に、「に定める」を「及び人事委員会規則で定める」に、「格付し」を「決定し」に改める。

第二十一条第五項中「三級」を「二級」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係) 行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	447,500	507,500	558,300
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	451,900	511,900	
	25	176,700	232,600	265,100	308,400	337,300	366,500	453,300	513,000	
	26	178,400	234,300	267,000	310,500	339,200	368,400	454,600	514,100	
	27	180,100	235,800	268,800	312,600	341,100	370,400	455,900	515,300	
	28	181,800	237,400	270,700	314,600	343,000	372,400	457,100	516,500	
	29	183,300	238,900	272,400	316,600	344,700	373,900	458,100	517,500	
	30	185,100	240,400	274,300	318,600	346,600	375,700	458,800	518,400	
	31	186,900	242,000	276,200	320,700	348,500	377,500	459,600	519,300	
	32	188,600	243,500	278,000	322,800	350,300	379,100	460,300	520,200	
	33	190,200	245,000	279,700	324,300	352,200	380,900	461,000	521,000	
	34	191,700	246,500	281,600	326,300	354,000	383,600	461,800	521,900	
	35	193,200	247,900	283,400	328,200	355,800	386,200	462,500	522,600	
	36	194,700	249,300	285,300	330,300	357,500	388,900	463,100	523,100	
	37	197,200	250,800	287,000	332,200	358,900	391,300	463,600	523,800	
	38	199,000	252,600	288,700	334,100	360,200	393,600	464,200	524,400	
	39	200,800	254,300	290,500	336,100	361,600	395,800	464,800	525,200	
	40	202,600	256,100	292,300	338,000	363,000	398,200	465,400	525,800	
	41	204,300	257,800	294,000	339,900	366,500	400,000	465,900	526,300	
	42	206,100	259,600	295,700	341,800	368,400	402,000	466,400		
	43	207,900	261,400	297,400	343,600	370,400	403,900	466,800		
	44	209,700	263,100	299,000	345,500	372,400	405,700	467,100		
	45	211,100	265,100	300,400	347,000	373,900	407,600	467,400		

	46	212,900	267,000	302,500	348,400	375,700	409,400
	47	214,600	268,800	304,500	349,900	377,500	411,200
	48	216,400	270,700	306,600	351,400	379,100	413,100
	49	218,100	272,400	308,400	353,000	380,900	414,900
	50	219,800	274,300	310,500	353,800	382,300	416,400
	51	221,400	276,200	312,600	355,000	383,800	417,900
	52	223,000	278,000	314,600	356,000	385,400	419,500
	53	224,500	279,700	316,600	358,900	386,800	421,100
	54	226,200	281,600	318,600	360,200	388,000	422,400
	55	227,800	283,400	320,700	361,600	389,200	423,700
	56	229,400	285,300	322,800	363,000	390,300	424,900
	57	230,800	287,000	324,300	364,300	391,400	426,100
	58	232,300	288,700	326,300	365,200	392,600	427,400
	59	233,800	290,500	328,200	366,300	393,800	428,700
	60	235,100	292,300	330,300	367,400	394,900	429,900
	61	236,400	294,000	332,200	368,200	395,600	431,100
	62	237,600	295,700	334,100	369,100	396,300	431,900
	63	238,700	297,400	336,100	370,000	397,000	432,700
	64	239,900	299,000	338,000	370,900	397,700	433,500
	65	241,200	300,700	339,900	371,800	398,300	434,100
	66	242,500	302,400	341,800	372,600	398,900	434,800
	67	243,700	304,000	343,600	373,400	399,400	435,500
	68	245,000	305,700	345,500	374,200	399,800	436,200
	69	246,000	306,900	347,000	374,900	400,200	437,000
	70	247,400	308,400	348,400	375,600	400,500	437,800
	71	248,900	309,900	349,900	376,300	400,800	438,200
	72	250,400	311,500	351,400	377,000	401,100	438,900
	73	251,800	313,100	353,000	377,500	401,400	439,400
	74	253,200	314,700	353,800	378,100	401,700	439,800
	75	254,600	316,300	355,000	378,700	402,000	440,200
	76	256,000	317,800	356,000	379,400	402,300	440,600
	77	257,200	319,300	356,900	379,800	402,600	441,000
	78	258,500	320,500	358,000	380,500	402,900	441,400
	79	259,900	321,700	358,900	381,100	403,200	441,800
	80	261,300	322,900	360,000	381,700	403,500	442,100
	81	262,600	323,600	360,900	382,100	403,800	442,400
	82	263,700	324,500	361,600	382,700	404,100	442,800
	83	265,000	325,300	362,300	383,300	404,400	443,100
	84	266,300	326,100	363,000	383,900	404,700	443,400
	85	267,400	327,000	363,400	384,300	404,900	443,700
	86	268,500	327,400	364,000	384,800	405,200	
	87	269,800	328,100	364,700	385,300	405,500	
	88	271,100	328,900	365,400	385,900	405,800	
	89	272,200	329,700	365,700	386,200	406,000	
	90	273,200	330,400	366,400	386,600	406,300	
	91	274,300	331,100	367,100	387,000	406,600	
	92	275,400	331,800	367,800	387,400	406,800	
	93	276,600	332,300	368,100	387,700	407,000	
	94		332,900	368,700	388,000	407,300	
	95		333,400	369,400	388,300	407,600	

再任
用職
員以
外職

96		334,000	370,000	388,600	407,800				
97		334,300	370,300	388,800	408,000				
98		334,800	370,900	389,100	408,300				
99		335,200	371,600	389,400	408,600				
100		335,700	372,200	389,600	408,800				
101		336,100	372,600	389,800	409,000				
102		336,600	373,100	390,100	409,300				
103		337,100	373,700	390,400	409,600				
104		337,600	374,200	390,600	409,800				
105		337,900	374,700	390,800	410,000				
106		338,300	375,300	391,100					
107		338,800	375,800	391,400					
108		339,200	376,100	391,600					
109		339,500	376,500	391,800					
110		339,900	377,000	392,100					
111		340,400	377,400	392,400					
112		340,800	377,800	392,600					
113		341,000	378,200	392,800					
114		341,400	378,700	393,100					
115		341,900	379,100	393,400					
116		342,300	379,500	393,600					
117		342,400	379,800	393,800					
118		342,900	380,200	394,100					
119		343,300	380,600	394,400					
120		343,600	381,000	394,600					
121		343,900	381,300	394,800					
122		344,300	381,700						
123		344,700	382,100						
124		345,100	382,400						
125		345,600	382,700						
126		346,000	383,100						
127		346,400	383,400						
128		346,800	383,700						
129		347,300	384,000						
130		347,700	384,300						
131		348,000	384,600						
132		348,300	384,900						
133		348,800	385,200						
134			385,500						
135			385,800						
136			386,100						
137			386,300						
138			386,600						
139			386,900						
140			387,100						
141			387,300						
再任用職員	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第 3 (第 6 条関係) 研究職給料表

職 員 の 分 区	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	199,700	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	202,000	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	204,300	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	206,500	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	208,600	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	210,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	213,300	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	215,600	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	217,800	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	220,200	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	222,600	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	225,000	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	227,300	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	230,100	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	233,000	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	235,900	283,700	360,900	406,800	495,700

再 用 員 外 の 職 員	45	238,400	286,000	362,100	408,200	497,400
	46	241,100	288,200	363,300	409,400	498,900
	47	243,600	290,300	364,600	411,000	500,500
	48	246,300	292,300	365,700	412,600	502,000
	49	249,000	294,500	366,800	413,900	503,700
	50	251,400	297,200	368,100	415,300	505,100
	51	253,700	299,800	369,400	416,800	506,500
	52	256,000	302,600	370,700	418,200	508,000
	53	258,700	305,000	371,400	419,600	509,100
	54	260,900	307,600	372,400	421,000	510,300
	55	262,800	310,200	373,300	422,400	511,500
	56	264,900	313,000	374,300	423,800	512,700
	57	266,800	315,600	375,100	424,900	513,600
	58	268,800	317,800	375,900	426,200	514,600
	59	270,900	320,000	376,600	427,600	515,600
	60	272,900	322,200	377,300	428,900	516,600
	61	274,800	324,500	377,900	429,700	517,700
	62	276,300	326,500	378,600	430,600	518,600
	63	277,700	328,500	379,500	431,600	519,300
	64	279,200	330,600	380,400	432,500	520,000
	65	280,600	332,700	381,000	433,400	520,800
	66	281,700	334,600	381,800	434,200	521,600
	67	282,700	336,400	382,600	434,800	522,400
	68	283,700	338,300	383,400	435,600	523,200
	69	284,500	340,300	384,000	436,000	523,900
	70	285,700	342,000	384,700	436,600	524,700
	71	287,000	343,600	385,400	437,100	525,500
	72	288,200	345,300	386,100	437,600	526,300
	73	289,600	346,700	386,800	438,100	527,000
	74	290,900	348,100	387,400	438,600	
	75	292,000	349,600	388,000	439,100	
	76	293,200	351,100	388,700	439,600	
	77	294,400	352,400	389,400	440,000	
	78	295,600	353,800	390,000	440,500	
	79	296,900	355,200	390,600	440,900	
	80	298,100	356,600	391,200	441,300	
	81	299,200	357,500	391,800	441,700	
	82	300,400	358,600	392,400	442,100	
	83	301,600	359,800	393,000	442,500	
	84	302,800	360,900	393,600	442,900	
	85	303,800	362,100	394,100	443,200	
	86	304,900	363,300	394,600	443,600	
	87	306,000	364,600	395,100	443,900	
	88	307,100	365,700	395,800	444,200	
	89	308,100	366,800	396,200	444,500	
	90	309,200	368,100			
	91	310,300	369,400			
	92	311,300	370,700			

	93	312,400	371,400			
	94	313,400	372,400			
	95	314,500	373,300			
	96	315,600	374,300			
	97	316,400	375,100			
	98	317,400	375,900			
	99	318,500	376,600			
	100	319,600	377,300			
	101	320,700	377,900			
	102	321,700	378,600			
	103	322,600	379,500			
	104	323,500	380,400			
	105	324,600	381,000			
	106	325,400	381,800			
	107	326,100	382,600			
	108	326,900	383,400			
	109	327,400	384,000			
	110	327,900	384,700			
	111	328,400	385,400			
	112	328,900	386,100			
	113	329,200	386,800			
	114	329,700	387,400			
	115	330,200	388,000			
	116	330,700	388,700			
	117	331,000	389,400			
	118	331,400	390,000			
	119	331,900	390,600			
	120	332,400	391,200			
	121	332,900	391,800			
再任用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等という。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 4（第 6 条関係）級別標準職務表

イ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	主任主事又は主任技師の職務
3 級	事務主査又は技術主査の職務
4 級	本庁の係長の職務
5 級	1 本庁の課長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務
6 級	1 本庁の課長の職務 2 出先機関の長の職務
7 級	1 本庁の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務
8 級	1 本庁の事務局長の職務 2 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務
9 級	1 本庁（教育庁を除く。）の部長の職務 2 会計管理者の職務

備考 1 この表において「本庁」とは、知事部局の本庁、教育庁（教育委員会の事務局をいう。）の本庁並びに議会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び監査委員の事務局をいう。

2 この表において「出先機関」とは、知事部局のうち本庁以外の機関及び教育委員会の事務部局（学校以外の教育機関を含む。）のうち教育庁の本庁以外の機関をいう。

ロ 医療職給料表（一）級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	医療業務又は保健業務等を行う医師又は歯科医師である技師の職務
2 級	医療機関等の課長の職務
3 級	1 医療機関等の長の職務 2 医療機関等の副所長の職務
4 級	医療機関等の長のうち人事委員会規則で定める職の職務

ハ 医療職給料表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	診療放射線技師、臨床検査技師又は栄養士である技師 その他人事委員会規則で定める技師の職務
2 級	1 獣医師又は薬剤師である技師の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師 又は栄養士である技師その他人事委員会規則で定め る技師の職務 3 主任技師の職務
3 級	1 本庁の係長の職務 2 相当困難な業務を行う主任技師の職務
4 級	1 相当困難な業務を行う本庁の係長の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務
5 級	1 本庁の課長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 困難な業務を行う本庁の係長の職務
6 級	1 本庁の課長の職務 2 出先機関の長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務
7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務
8 級	本庁の次長の職務

備考 1 この表において「本庁」とは、イ 行政職給料表級別標準職務表備考 1 に定めるものをいう。

2 この表において「出先機関」とは、イ 行政職給料表級別標準職務表備考 2 に定めるものをいう。

ニ 医療職給料表（三）級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	准看護師である技師の職務
2 級	1 看護師、保健師又は助産師である技師の職務 2 経験を必要とする業務を行う准看護師である技師の職務
3 級	1 主任技師の職務 2 困難な業務を行う看護師、保健師又は助産師である技師の職務 3 経験に基づき困難な業務を行う准看護師である技師の職務
4 級	1 看護長の職務 2 困難な業務を行う保健師又は助産師である主任技師の職務
5 級	1 総看護長の職務 2 困難な業務を行う看護長の職務
6 級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う総看護長の職務

ホ 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	技師の職務
2 級	主任技師の職務
3 級	研究員の職務
4 級	1 試験研究機関の課長の職務 2 専門研究員の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う研究員の職務
5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関の長の職務

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、第一号任期付研究員の号給を、次の各号に掲げるその者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。

一 高度の専門的な知識経験を有し、研究の業績等により当該研究の分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき、困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有し、研究の業績等により当該研究の分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき、特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究の業績等により当該研究の分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき、特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又は研究について相当の範囲にわたって調整、指導等を行う職務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究の業績等により当該研究の分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき、特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又は重要な研究について相当の範囲にわたって調整、指導等を行う職務に従事する場合 四号給

五 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究の業績等により当該研究の分野において特に優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき、特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又は重要な研究について広範囲にわたって統括、調整等を行う職務に従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究の業績等により当該研究の分野において極めて優れた研究者と認められている者が、その知識経験等に基づき、特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又は特に重要な研究について広範囲にわたって統括、調整等を行う職務に従事する場合 六号給

第五条第六項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「第五項」

に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 任命権者は、第二号任期付研究員の号給を、次の各号に掲げるその者の知識経験の度及びその者が従事する研究業務の困難の度に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。

一 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験に基づき、研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 一号給

二 博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等)によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。等により数年にわたって研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験に基づき、研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 二号給

三 博士課程修了後、相当の期間にわたって研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験に基づき、困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 三号給

(福岡県一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、次の各号に掲げるその者の知識経験等の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じ、当該各号に定める号給に決定するものとする。

一 高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給

三 高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者が、その知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が、その知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給

七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が、その知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)(別表第一行政職給料表及び別表第三研究職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。))は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。))に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)(別表第四イ行政職給料表級別標準職務表及びホ研究職給料表級別標準職務表に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。)

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第一行政職給料表及び別表第三研究職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。))は、次項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。))に応じて附則別表第二に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、旧級、新級及び旧号給に

応じて附則別表第三に定める号給とする。

(切替えの特例)

第四条 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における前二条の規定の適用については、附則第二条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第一項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第八項適用職員の経過的特例)

第六条 切替日において改正後の給与条例別表第四ハ医療職給料表(二)級別標準職務表三級の項第一号に掲げる職務(改正後の給与条例第六条第二項の規定により人事委員会規則で定められた同号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務を含む。)(に従事する職員のうち、福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十一年福岡県条例第四十六号。次項において「昭和六十一年改正条例」という。)(附則第八項の規定の適用を受ける職員に切替日以降適用する給料表は、改正後の給与条例第六条第一項の規定にかかわらず、附則別表第四医療職特例給料表(二)とする。)

2 前項の規定により附則別表第四医療職特例給料表(二)の適用を受ける職員(以下「特例給料表適用職員」という。)(の切替日における職務の級は、改正後の給与条例第六条第三項及び昭和六十一年改正条例附則第八項の規定にかかわらず、同表に掲げる特五級とし、特例給料表適用職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該特例給料表適用職員が受けていた号給と同じ額の号給とする。

3 特例給料表適用職員のうち、切替日に昇給する職員の切替日における号給については、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会規則への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第八条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

(医療職特例給料表(二)適用者の特例)

7 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第四号)附則第六条第一項の規定により同条例附則別表第四医療職特例給料表(二)の適用を受ける職員及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十四号)附則第六条第一項の規定により同条例附則別表第四医療職特例給料表(二)の適用を受ける職員に適用する第二条の調整基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、一万千百円とする。

(公安職特例給料表適用者の特例)

8 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十八号)附則第六条第一項の規定により同条例附則別表第四公安職特例給料表の適用を受ける職員に適用する第二条の調整基本額は、同条の規定にかかわらず、当分の間、別表チの表五級の項に掲げる額に、当該額と同表チの表六級の項に掲げる額との差額の二分の一に相当する額を加えた額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表イを次のように改める。

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,500 円
2 級	9,500 円
3 級	10,100 円
4 級	10,500 円
5 級	11,000 円
6 級	11,900 円
7 級	12,500 円
8 級	14,100 円
9 級	15,600 円

別表ホを次のように改める。

ホ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,100 円
2 級	9,700 円
3 級	10,600 円
4 級	11,400 円
5 級	14,100 円

別表チを次のように改める。

チ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,800 円
2 級	8,500 円
3 級	9,200 円
4 級	10,500 円
5 級	11,100 円
6 級	11,800 円
7 級	12,200 円
8 級	12,900 円

（福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部改正）

第九条 福岡県議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例（昭和二十七年福岡県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「職務の級五級の県職員の例」を「福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）第六条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級の職員の例（次項において「県職員の例」という。）」に改め、同条第二項中「職務の級五級の」を削る。

（精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第十条 精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十二年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「八級の職務にある者」を「福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）第六条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の職員」に改める。

附則別表第 1 (附則第 2 条関係) 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	1 級
		2 級
	3 級	2 級
		3 級
	4 級	3 級
		4 級
	5 級	4 級
		5 級
	6 級	5 級
		6 級
7 級	6 級	
8 級	7 級	
9 級	8 級	
10 級	9 級	
研究職給料表	1 級	1 級
	2 級	1 級
		2 級
	3 級	2 級
		3 級
	4 級	4 級
5 級		
5 級	5 級	

附則別表第 2（附則第 3 条関係） 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 旧級	1 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	1	25	1	1	1
2	2	26	2	2	2
3	3	27	3	3	3
4	4	28	4	4	4
5	5	29	5	5	5
6	6	30	6	6	6
7	7	31	7	7	7
8	8	32	8	8	8
9	9	33	9	9	9
10	10	34	10	10	10
11	11	35	11	11	11
12	12	36	12	12	12
13	13	37	13	13	13
14	14	38	14	14	14
15	15	39	15	15	15
16	16	40	16	16	16
17	17	41	17	17	17
18	18	42	18	18	18
19	19	43	19	19	19
20	20	44	20	20	20
21	21	45	21	21	21
22	22	46	22	22	
23	23	47	23	23	
24	24	48	24	24	
25	25	49	25	25	
26	26	50	26	26	
27	27	51	27	27	
28	28	52	28	28	
29	29	53	29	29	
30	30	54	30	30	
31	31	55	31	31	
32	32	56	32	32	
33	33	57	33	33	
34	34	58	34	34	
35	35	59	35	35	
36	36	60	36	36	
37	37	61	37	37	
38	38	62	38	38	
39	39	63	39	39	
40	40	64	40	40	
41	41	65	41	41	
42	42	66	42		
43	43	67	43		
44	44	68	44		
45	45	69	45		

46	46	70			
47	47	71			
48	48	72			
49	49	73			
50	50	74			
51	51	75			
52	52	76			
53	53	77			
54	54	78			
55	55	79			
56	56	80			
57	57	81			
58	57	82			
59	58	83			
60	58	84			
61	59	85			
62	59				
63	60				
64	60				
65	61				
66	61				
67	62				
68	62				
69	63				
70	63				
71	64				
72	64				
73	65				
74	65				
75	66				
76	66				
77	67				
78	67				
79	68				
80	68				
81	69				
82	70				
83	71				
84	72				
85	73				
86	73				
87	74				
88	74				
89	75				
90	75				
91	76				
92	76				
93	77				

ロ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 旧級	1 級	5 級
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10
11	11	11
12	12	12
13	13	13
14	14	14
15	15	15
16	16	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24
25	25	25
26	26	26
27	27	27
28	28	28
29	29	29
30	30	30
31	31	31
32	32	32
33	33	33
34	34	34
35	35	35
36	36	36
37	37	37
38	38	38
39	39	39
40	40	40
41	41	41
42	42	42
43	43	43
44	44	44
45	45	45

46	45	46
47	46	47
48	46	48
49	47	49
50	47	50
51	48	51
52	48	52
53	49	53
54	50	54
55	51	55
56	52	56
57	53	57
58	53	58
59	53	59
60	54	60
61	54	61
62	54	62
63	55	63
64	55	64
65	55	65
66	56	66
67	56	67
68	56	68
69	57	69
70	58	70
71	59	71
72	60	72
73	61	73
74	61	
75	62	
76	62	
77	63	
78	63	
79	64	
80	64	
81	65	
82	65	
83	66	
84	66	
85	67	
86	67	
87	68	
88	68	
89	69	
90	70	
91	71	
92	72	
93	73	

94	74	
95	75	
96	76	
97	77	
98	78	
99	79	
100	80	
101	81	
102	81	
103	82	
104	82	
105	83	
106	83	
107	84	
108	84	
109	85	
110	85	
111	85	
112	85	
113	86	
114	86	
115	86	
116	86	
117	87	
118	87	
119	87	
120	87	
121	88	

附則別表第 3（附則第 3 条関係） 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 新級 旧号給	2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	1 級	2 級	2 級	3 級	3 級	4 級	4 級	5 級	5 級	6 級
1	33	1	21	1	25	1	17	1	17	1
2	34	2	22	2	26	2	18	2	18	2
3	35	3	23	3	27	3	19	3	19	3
4	36	4	24	4	28	4	20	4	20	4
5	37	5	25	5	29	5	21	5	21	5
6	38	6	26	6	30	6	22	6	22	6
7	39	7	27	7	31	7	23	7	23	7
8	40	8	28	8	32	8	24	8	24	8
9	41	9	29	9	33	9	25	9	25	9
10	42	10	30	10	34	10	26	10	26	10
11	43	11	31	11	35	11	27	11	27	11
12	44	12	32	12	36	12	28	12	28	12
13	45	13	33	13	37	13	29	13	29	13
14	46	14	34	14	38	14	30	14	30	14
15	47	15	35	15	39	15	31	15	31	15
16	48	16	36	16	40	16	32	16	32	16
17	49	17	37	17	41	17	33	17	33	17
18	50	18	38	18	42	18	34	18	34	18
19	51	19	39	19	43	19	35	19	35	19
20	52	20	40	20	44	20	36	20	36	20
21	53	21	41	21	45	21	37	21	37	21
22	54	22	42	22	46	22	38	22	38	22
23	55	23	43	23	47	23	39	23	39	23
24	56	24	44	24	48	24	40	24	40	24
25	57	25	45	25	49	25	41	25	41	25
26	58	26	46	26	50	26	42	26	42	26
27	59	27	47	27	51	27	43	27	43	27
28	60	28	48	28	52	28	44	28	44	28
29	61	29	49	29	53	29	45	29	45	29
30	62	30	50	30	54	30	46	30	46	30
31	63	31	51	31	55	31	47	31	47	31
32	64	32	52	32	56	32	48	32	48	32
33	65	33	53	33	57	33	49	33	49	33
34	66	34	54	34	58	34	50	34	50	34
35	67	35	55	35	59	35	51	35	51	35
36	68	36	56	36	60	36	52	36	52	36
37	69	37	57	37	61	37	53	37	53	37
38	70	38	58	38	62	38	54	38	54	38
39	71	39	59	39	63	39	55	39	55	39
40	72	40	60	40	64	40	56	40	56	40
41	73	41	61	41	65	41	57	41	57	41
42	74	42	62	42	66	42	58	42	58	41
43	75	43	63	43	67	43	59	43	59	42
44	76	44	64	44	68	44	60	44	60	42
45	77	45	65	45	69	45	61	45	61	43

46	78	46	66	46	70	46	62	46	62	43
47	79	47	67	47	71	47	63	47	63	44
48	80	48	68	48	72	48	64	48	64	44
49	81	49	69	49	73	49	65	49	65	45
50	82	50	70	50	74	50	66	49	66	45
51	83	51	71	51	75	51	67	50	67	45
52	84	52	72	52	76	52	68	50	68	45
53	85	53	73	53	77	53	69	51	69	46
54	86	54	74	54	78	54	70	51	70	46
55	87	55	75	55	79	55	71	52	71	46
56	88	56	76	56	80	56	72	52	72	46
57	89	57	77	57	81	57	73	53	73	47
58	90	57	78	58	82	58	74	53	74	47
59	91	58	79	59	83	59	75	54	75	47
60	92	58	80	60	84	60	76	54	76	47
61	93	59	81	61	85	61	77	55	77	47
62	93	59	82	61	86	62	78	55	78	47
63	93	60	83	61	87	63	79	56	79	47
64	93	60	84	62	88	64	80	56	80	47
65	93	61	85	62	89	65	81	57	81	47
66	93	61	86	62	90	66	82	57	82	47
67	93	62	87	63	91	67	83	58	83	47
68	93	62	88	63	92	68	84	58	84	48
69	93	63	89	63	93	69	85	58	85	48
70	93	63	90	64	94	70	86	58	86	48
71	93	64	91	64	95	71	87	58	87	48
72	93	64	92	64	96	72	88	58	88	48
73	93	65	93	65	97	73	89	58	89	48
74	93	65	94	65	98	74	90	58	90	48
75	93	65	95	65	99	75	91	58	91	48
76	93	65	96	66	100	76	92	58	92	48
77	93	66	97	66	101	76	93	59	93	48
78	93	66	98	66	102	76	94	59	94	48
79	93	66	99	67	103	76	95	59	95	48
80	93	66	100	67	104	76	96	59	96	48
81	93	67	101	67	105	77	97	59	97	49
82	93	67	102	68	106	77	98	59	98	49
83	93	67	103	68	107	77	99	59	99	50
84	93	67	104	68	108	77	100	59	100	50
85	93	68	105	69	109	77	101	59	101	51
86	93	68	106	69	110	78	102	59	102	51
87	93	68	107	69	111	78	103	59	103	52
88	93	68	108	69	112	78	104	59	104	52
89	93	69	109	70	113	79	105	60	105	52
90	93	69	110	70	114	80	106	60		
91	93	69	111	70	115	81	107	60		
92	93	69	112	70	116	82	108	60		
93	93	69	113	71	117	83	109	61		
94	93	70	114	71	118	83	110	61		
95	93	70	115	71	119	84	111	61		
96	93	70	116	71	120	84	112	61		

97	93	70	117	71	121	85	113	62		
98	93	70	118	72	122	86	114	62		
99	93	71	119	72	123	87	115	62		
100	93	71	120	72	124	88	116	62		
101	93	71	121	72	125	89	117	63		
102	93	71	122	72	126	89	118	63		
103	93	71	123	73	127	90	119	63		
104	93	72	124	73	128	90	120	63		
105	93	72	125	73	129	91	121	64		
106	93	72	126	73	130	91				
107	93	72	127	73	131	92				
108	93	72	128	74	132	92				
109	93	72	129	74	133	93				
110	93	73	130	74	134	94				
111	93	73	131	74	135	95				
112	93	73	132	74	136	96				
113	93	73	133	75	137	97				
114	93	73			138	97				
115	93	73			139	98				
116	93	74			140	98				
117	93	74			141	99				
118	93	74								
119	93	74								
120	93	74								
121	93	74								
122	93	75								
123	93	75								
124	93	75								
125	93	75								

ロ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 新級 旧号給	2 級		3 級		4 級	
	1 級	2 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	25	1	41	1	1	1
2	26	2	42	2	2	1
3	27	3	43	3	3	1
4	28	4	44	4	4	1
5	29	5	45	5	5	1
6	30	6	46	6	6	1
7	31	7	47	7	7	1
8	32	8	48	8	8	1
9	33	9	49	9	9	1
10	34	10	50	10	10	1
11	35	11	51	11	11	1
12	36	12	52	12	12	1
13	37	13	53	13	13	1
14	38	14	54	14	14	1
15	39	15	55	15	15	1
16	40	16	56	16	16	1
17	41	17	57	17	17	1
18	42	18	58	18	18	1
19	43	19	59	19	19	1
20	44	20	60	20	20	1
21	45	21	61	21	21	1
22	46	22	62	22	22	1
23	47	23	63	23	23	1
24	48	24	64	24	24	1
25	49	25	65	25	25	1
26	50	26	66	26	26	1
27	51	27	67	27	27	1
28	52	28	68	28	28	1
29	53	29	69	29	29	1
30	54	30	70	30	30	1
31	55	31	71	31	31	1
32	56	32	72	32	32	2
33	57	33	73	33	33	3
34	58	34	74	34	34	3
35	59	35	75	35	35	4
36	60	36	76	36	36	4
37	61	37	77	37	37	5
38	62	38	78	38	38	6
39	63	39	79	39	39	6
40	64	40	80	40	40	7
41	65	41	81	41	41	7
42	66	42	82	42	42	8
43	67	43	83	43	43	8
44	68	44	84	44	44	9
45	69	45	85	45	45	9

46	70	46	86	46	46	10
47	71	47	87	47	47	10
48	72	48	88	48	48	11
49	73	49	89	49	49	11
50	74	49	90	50	50	12
51	75	50	91	51	51	13
52	76	50	92	52	52	13
53	77	51	93	53	53	14
54	78	51	94	54	54	14
55	79	52	95	55	55	15
56	80	52	96	56	56	15
57	81	53	97	57	57	16
58	82	53	98	58	58	16
59	83	54	99	59	59	17
60	84	54	100	60	60	17
61	85	55	101	61	61	17
62	86	55	102	62	62	18
63	87	56	103	63	63	18
64	88	56	104	64	64	18
65	89	57	105	65	65	19
66	90	57	106	66	66	19
67	91	58	107	67	67	19
68	92	58	108	68	68	20
69	93	59	109	69	69	20
70	94	59	110	70	70	20
71	95	60	111	71	71	20
72	96	60	112	72	72	20
73	97	61	113	73	73	21
74	98	61	114	74	74	21
75	99	62	115	75	75	21
76	100	62	116	76	76	21
77	101	63	117	77	77	21
78	102	63	118	78	78	22
79	103	64	119	79	79	22
80	104	64	120	80	80	22
81	105	65	121	81	81	22
82	106	65	121	82	82	22
83	107	65	121	83	83	22
84	108	66	121	84	84	23
85	109	66	121	85	85	23
86	110	66	121	86	86	23
87	111	67	121	87	87	23
88	112	67	121	88	88	23
89	113	67	121	89	89	23
90	114	68				
91	115	68				
92	116	68				
93	117	69				
94	118	69				

95	119	69				
96	120	70				
97	121	70				
98	121	70				
99	121	71				
100	121	71				
101	121	71				
102	121	72				
103	121	72				
104	121	72				
105	121	72				
106	121	72				
107	121	73				
108	121	73				
109	121	73				
110	121	73				
111	121	73				
112	121	74				
113	121	74				
114	121	74				
115	121	74				
116	121	74				
117	121	75				
118	121	75				
119	121	75				
120	121	75				
121	121	75				

附則別表第 4 (附則第 6 条関係) 医療職特例給料表 (二)

職務の級	特 5 級
号 給	給料月額
	円
1	402,500
2	402,700
3	402,800
4	403,100
5	403,300
6	403,500
7	403,700
8	403,900
9	404,000
10	404,300
11	404,500
12	404,600
13	404,800
14	405,000
15	405,100
16	405,400
17	405,500
18	405,600
19	405,800
20	406,000
21	406,100
22	406,400
23	406,500
24	406,600
25	406,800
26	407,000
27	407,100
28	407,400
29	407,500
30	407,600
31	407,800
32	408,000
33	408,100
34	408,400
35	408,500
36	408,600
37	408,800

福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五号

福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表児童福祉施設及び児童相談所の項中「又は県立筑後いずみ園」、「保育、」及び「児童指導員、保育士、」を削る。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六号

福岡県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の分限に関する条例（昭和四十六年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の休職」の下に「及び降給」を加え、「及び休職」を「休職及び降給」に改める。

第三条中「職員が、」を「任命権者は、職員が」に、「一に」を「いずれかに」に、「これを」を「当該職員を」に改め、同条第二号中「なった」を「なつた」に改める。

第八条を第十二条とする。

第七条中「あつても」を「あつても」に、「とき」を「場合において」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（受診命令に従う義務）

第十一条 職員は、第七条第二項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合において

は、これに従わなければならない。

第六条を第九条とする。

第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「こえない」を「超えない」に改め、

同条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「当該事件」を「刑事事件」に改め、同条を第八条とする。

第四条の見出し中「及び休職」を「休職及び降給」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

任命権者は、次に掲げる場合においては、職員の勤務実績又はその職に必要な適格性を判断するに足りると認められる客観的資料を整えておかなければならない。

一 法第二十八条第一項第一号又は第三号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合

二 第五条第一号又は第三号の規定に該当するものとして職員を降格する場合

三 前条の規定により職員を降号する場合

2 任命権者は、次に掲げる場合においては、医師二人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

一 法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合

二 法第二十八条第二項第一号の規定に該当するものとして職員を休職する場合

三 第五条第二号の規定に該当するものとして職員を降格する場合

第四条第三項中「又は休職」を「休職又は降給」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「その内容」を「辞令の内容」に、「もつて」を「もつて」に改め、「日に」の下に「同項の規定による」を加え、「あつた」を「あつた」に改め、同条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

（降給の種類）

第四条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること）をいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること）をいう。以下同じ。

とする。

(降格の事由)

第五条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

- 一 職員の勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

- 三 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りないと認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(前二号に掲げる場合を除く。)(降号の事由)

第六条 任命権者は、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合であつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例(昭和四十三年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例附則第五条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

福岡県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第八号

福岡県住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例

(福岡県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 福岡県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福岡県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条を第七条とする。

第四条中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「法第七条第十三号に規定する」を削り、同条を第五条とする。

第二条中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び事務)

第二条 法第三十条の十三第一項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）及び事務は、別表第一のとおりとする。

（区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三条 知事が行う法第三十条の十三第一項の規定による知事保存本人確認情報（法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を除く。以下この条において同じ。）の区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

別表第二中「（第四条関係）」を「（第六条関係）」に改め、同表を別表第三とする。

別表第一中「（第二条関係）」を「（第四条関係）」に改め、同表第一号から第三号までを削り、同表第四号を同表第一号とし、同表第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務
福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）別表一の二の項の下欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の認証、第二十三条第二項の届出又は第三十四条第三項の認証に関する事務であつて規則で定めるもの

（福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福岡県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成二十七年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号及び第六号の改正規定中「別表第一第五号」を「別表第二第二号」に、「第六号」を「第三号」に、「五 福岡県私立高校生等奨学給付金」を「二 福岡県私立高校生等奨学給付金」に、「六 福岡県私立高等学校等学び直し支援金」を

「三 福岡県私立高等学校等学び直し支援金」に改める。

別表第一に六号を加える改正規定中「別表第二」を「別表第二」に、「八」を「五」に、「九 福岡県心身障害者扶養共済制度条例」を「六 福岡県心身障害者扶養共済制度条例」に、「一〇」を「七」に、「一一」を「八」に、「一二」を「九」に、「一三」を「一〇」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項中「別表第一及び別表第二」を「別表第二及び別表第三」に改め、「（別表第二の改正規定中「（第三条関係）」を「（第四条関係）」に改める部分を除く。）」を削り、同項の見出し及び項番号を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第一の改正規定（同表第一号から第三号までを削り、同表第四号を同表第一号とし、同表第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げる部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第八項及び第二十二号第六項に規定する期間におけるこの条例による改正後の福岡県住民基本台帳法施行条例第五条の規定の適用については、同条中「知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下同じ。）」とあるのは、「知事保存本人確認情報」とする。

福岡県自治紛争処理委員審理関係書類複写等手数料条例をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第九号

福岡県自治紛争処理委員審理関係書類複写等手数料条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第六

項において読み替えて適用する同条第四項及び第五項の規定に基づき、福岡県自治紛争処理委員（地方自治法第二百五十一条第二項の規定により福岡県知事が任命した者をいう。以下同じ。）が行う書面の写し等の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の納付）

第二条 地方自治法第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条

第一項に規定する書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面（以下これらを「複写書面」という。）の交付を受けようとする者は、複写書面の交付を受けるときに手数料を納付しなければならない。

（手数料の額）

第三条 手数料を徴収する複写書面の種類及び区分並びに手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

（手数料の減免）

第四条 福岡県自治紛争処理委員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（規則への委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

複写書面の種類		区 分		金額（用紙一枚につき）
一 書面又は書類の写し	二 電磁的記録に記録された事項を記載した書面	一 複写機により複写したもの（単色刷り）	一 複写機により複写したもの（単色刷り）	一〇〇円
		二 複写機により複写したもの（多色刷り）	二 複写機により複写したもの（多色刷り）	三〇〇円
		一 用紙に出力したもの（単色刷り）	一 用紙に出力したもの（単色刷り）	一〇〇円
		二 用紙に出力したもの（多色刷り）	二 用紙に出力したもの（多色刷り）	三〇〇円

備考

一 日本工業規格 A 列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。

二 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

福岡県選挙管理委員会審理関係書類複写等手数料条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十号

福岡県選挙管理委員会審理関係書類複写等手数料条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定（他の法律においてこれらの規定を準用する場合を含む。）による異議の申出及び審査の申立てについて、地方自治法第二百五十八条第一項及び公職選挙法第二百六条において読み替えて準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第四項から第六項までの規定に基づき、福岡県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う書面の写し等の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の納付）

第二条 地方自治法第二百五十八条第一項及び公職選挙法第二百六条において準用する行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面（以下これらを「複写書面」という。）の交付を受けようとする者は、複写書面の交付を受けるときに手数料を納付しなければならない。

（手数料の額）

第三条 手数料を徴収する複写書面の種類及び区分並びに手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

（手数料の減免）

第四条 委員会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
別表（第三条関係）

複写書面の種類		区 分	金額（用紙一枚につき）
一 書面又は書類の写し	一 複写機により複写したもの（単色刷り）		一〇円
	二 複写機により複写したもの（多色刷り）		三〇円
二 電磁的記録に記録された事項を記載した書面	一 用紙に出力したもの（単色刷り）		一〇円
	二 用紙に出力したもの（多色刷り）		三〇円

備考

- 一 日本工業規格 A 列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。
- 二 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

福岡県消費生活センター条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十一号

福岡県消費生活センター条例

（趣旨）

第一条 この条例は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づく消費生活センターの組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称、位置及び所管区域）

第二条 消費生活センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
福岡県消費生活センター	福岡市博多区	福岡県の全域

（消費生活相談日時の特示）

第三条 知事は、消費生活相談（法第八条第一項第二号イ及びロの規定により県が実施する事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及びあつせんをいう。）の事務を行う日及び時間を定め、これを遅滞なく公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（情報の安全管理）

第四条 知事は、法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十二号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表一〇二の項を次のように改める。

一〇二 削除		
--------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県条例第十三号

福岡県知事 小川 洋

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中口を削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとする。

別表第二の一指定居宅サービス等の事業の表療養通所介護の項を削る。

別表第三の一指定居宅サービス等の事業の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、同表四の項中「三の項」を「二の項」に改め、同項を同表三の項とし、同表五の項中「三の項」を「二の項」に改め、同項を同表四の項とし、同表六の項中「三の項」を「二の項」に、「五の項」を「四の項」に改め、同項を同表五の項とし、同表七の項を同表六の項とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十四号

福岡県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県職業能力開発関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同表五の項中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県職業能力開発促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十五号

福岡県職業能力開発促進条例の一部を改正する条例

福岡県職業能力開発促進条例（平成二十四年福岡県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第十一条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十六号

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別表第一の一の項及び四五の項並びに別表第二の七の項の手数料を減額し、又は免除することができる。

別表第一中四〇の項を四四の項とし、二六の項から三九の項までを四項ずつ繰り下げ、同表二五の項中「二六の項から三四の項」を「三〇の項から三八の項」に、「三七の項から四〇の項」を「四一の項から四四の項」に改め、同項を同表二九の項とし、同表中二四の項を二八の項とし、一六の項から二三の項までを四項ずつ繰り下げる。

別表第一中一五の項を一九の項とし、同項の前に次のように加える。

一六	農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第七十一条第一項の規定による登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関登録申請手数料	一件につき 一五〇、〇〇〇円	申請のとき
一七	農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	登録検査機関登録更新申請手数料	一件につき 一〇、一〇〇円	申請のとき
一八	農産物検査法第十九条第二項の規定による登録検査機関の変更登録の申請に対する審査	登録検査機関変更登録申請手数料	イ 農産物検査法第十七条第四項第三号の農産物の種類の増加に係るもの 一件につき 三〇、〇〇〇円 ロ 農産物検査法第十七条第四項第四号の登録の区分の増加に係るもの 一件につき 一五〇、〇〇〇円	申請のとき

別表第一中一四の項を二五の項とし、一の項から一三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次のように加える。

一	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）及び市民農園	複写書面交付手数料	イ 電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 (1) 用紙（日本工業規格 A 列三番以下の大きさの用紙を用いることとし、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。以下この項及び四五の	交付のとき
---	---	-----------	--	-------

整備促進法（平成二年法律第四十四号）において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出又は審査の申立てに係る複写書面の交付

四五	農業振興地域の整備に関する法律（景観法（平成十六年法律第百十号）において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てに係る複写書面の交付	複写書面交付手数料	項において同じ。）に出力したもの（単色刷り） 用紙一枚につき 一〇円 (2) 用紙に出力したもの（多色刷り） 用紙一枚につき 三〇円 付 ロ その他の複写書面の交付 (1) 付 複写機により複写したもの（単色刷り） 用紙一枚につき 一〇円 (2) 複写機により複写したもの（多色刷り） 用紙一枚につき 三〇円	交付のとき
----	---	-----------	--	-------

別表第一に次のように加える。

四五	農業振興地域の整備に関する法律（景観法（平成十六年法律第百十号）において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てに係る複写書面の交付	複写書面交付手数料	イ 電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 (1) 用紙に出力したもの（単色刷り） 用紙一枚につき 一〇円 (2) 用紙に出力したもの（多色刷り） 用紙一枚につき 三〇円 付 ロ その他の複写書面の交付 (1) 付 複写機により複写したもの（単色刷り） 用紙一枚につき 一〇円 (2) 複写機により複写したもの（多色刷り） 用紙一枚につき 三〇円	交付のとき
----	---	-----------	--	-------

別表第二中一一の項を二二の項とし、七の項から一〇の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

		用紙一枚につき 三〇円
七	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）の規定による異議の申出に係る複写書面の交付	
	複写書面交付手数料	
	イ 電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 （1）用紙（日本工業規格 A 列三番以下の大きさの用紙を用いることとし、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。以下この項において同じ。）に出力したものの（単色刷り）用紙一枚につき 一〇円 （2）用紙に出力したものの（多色刷り）用紙一枚につき 三〇円 ロ その他の複写書面の交付 付 （1）複写機により複写したものの（単色刷り）用紙一枚につき 一〇円 （2）複写機により複写したものの（多色刷り）用紙一枚につき 三〇円	交付のとき

附 則
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

福岡県条例第十七号

福岡県知事 小川 洋

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡県道路占用料徴収条例（昭和四十三年福岡県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の徴収」の下に「並びに法第三十九条の二第五項の規定に基づく条例で定める額」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（占用料の額の最低額）

第五条 法第三十九条の二第五項の条例で定める額については、第二条第一項本文及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次条第一項及び別表の備考の九において同じ。）に相当する期間」とあるのは「法第三十九条の二第一項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間」と、第二条第二項中「前項の規定にかかわらず、同項」とあるのは「第五条において準用する前項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定め」と、同条第六号中「前項」とあるのは「第五条において準用する前項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十八号

福岡県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

福岡県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「免除する」を「減額又は免除することができる」に改め、同条第二項中「減額する」を「減額することができる」に改め、同項第一号中「地下埋設管」の下に「（各戸引込地下埋設管を除く。）」を加え、「土地占用料については、第二条第一項」を「土地を占用する場合 第二条第一項」に改め、同項第二号中「軌道」を削り、「その他これに類するもの」の下に「（前項第四号二に規定する軌道を除く。）」を加え、「土地占用料については、第二条第一項」を「土地を占用する場合 第二条第一項」に改め、同条第三項中「免除し、又は減額」を「減額又は免除」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十九号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の二の項事務の欄中「並びに」を「、」に、「に係る」を「並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十条第二項（同法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る」に改め、同項金額の欄中「並びに」を「、」に、「に係る」を「並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項（同法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る」に改める。

別表七五の項及び七六の項を次のように改める。

七五	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項から七八の項までにおいて「法」という。）第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	一 新築基準を適用する一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの（当該部分の床面積の合計が五十平方メートル以下のものを除く。）に限る。次項において同じ。）の場合（第五号の場合を除く。） 五二、〇〇〇円 （適合証（長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号（法第八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定するもの）をいう。七九の項第一号及び八一の項第一号において同じ。）が証明した書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提出があるときは、七、〇〇〇円、設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定するもの）をいう。ただし、耐震等級一及び耐震等級二又は三で限界耐力計算による場合を除く。以下この	申請のとき
----	--	--------------------	---	-------

項及び次項において同じ。
)の提出があるときは、一七、〇〇〇円)
 二 増改築基準を適用する一戸建ての住宅の場合(第五号の場合を除く。)一件につき 七八、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、一〇、〇〇〇円)
 三 新築基準を適用する共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次項において同じ。)の場合(第五号の場合を除く。)
 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額を認定の申請に係る住戸の数で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
 イ 五百平方メートル以内
 一件につき 一二四、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、一四、〇〇〇円)
 円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、六六、〇〇〇円)
 ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内
 一件につき 一九九、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、二五、〇〇〇円)

円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一〇六、〇〇〇円)
 ハ 千平方メートルを超え、三千平方メートル以内
 一件につき 三九三、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、三六、〇〇〇円)
 円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、二〇〇、〇〇〇円)
 ニ 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内
 一件につき 七〇五、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、六七、〇〇〇円)
 円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、三四四、〇〇〇円)
 ホ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内
 一件につき 一、二二二、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、一一五、〇〇〇円)
 円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、五三〇、〇〇〇円)
)
 ヘ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内
 一件につき 二、二四三、〇〇〇円
 (適合証の提出があるときは、一九〇、〇〇〇円)

○円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、九六四、〇〇〇円)

ト 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内
一件につき
三、二〇四、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、二三四、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一、三一五、〇〇〇円)

チ 三万平方メートルを超えるとき
一件につき
三、九二六、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、二五〇、〇〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、一、五九一、〇〇〇円)

四 増改築基準を適用する共同住宅等の場合(次号の場合を除く。)次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額を認定の申請に係る住戸の数で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

イ 五百平方メートル以内
一件につき
一八六、〇〇〇円
(適合証の提出がある

ときは、二一、〇〇〇円)

ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内
一件につき
二九八、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、三七、〇〇〇円)

ハ 千平方メートルを超え、三千平方メートル以内
一件につき
五八九、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、五四、〇〇〇円)

ニ 三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内
一件につき
一、〇五七、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、一〇〇、〇〇〇円)

ホ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内
一件につき
一、八一八、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、一七二、〇〇〇円)

ヘ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内
一件につき
三、三六四、〇〇〇円
(適合証の提出があるときは、二八五、〇〇〇円)

<p>七六</p>	
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>	
<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	
<p>ト 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内 一件につき 四、八〇六、〇〇〇円 （適合証の提出があるときは、三五一、〇〇〇円） チ 三万平方メートルを超えるとき 一件につき 五、八八九、〇〇〇円 （適合証の提出があるときは、三七五、〇〇〇円） 五 法第六条第二項の規定による申出がある場合 前四号の規定による金額に五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額</p>	<p>一 新築基準を適用する一戸建ての住宅の場合（第五号の場合を除く。） 一件につき 二六、〇〇〇円 （適合証の提出があるときは、三、五〇〇円、設計住宅性能評価書の提出があるときは、八、五〇〇円） 二 増改築基準を適用する一戸建ての住宅の場合（第五号の場合を除く。） 一件につき 三九、〇〇〇円 （適合証の提出があるときは、五、〇〇〇円） 三 新築基準を適用する共同住宅等の場合（第五号</p>
<p>申請のとき</p>	
<p>（場合を除く。） 当該変更の認定の申請を前項の認定の申請と、当該変更の認定の申請に係る建築物の床面積の増加に係る部分の床面積とその他の変更に係る部分の床面積の二分の一の面積とを合算した面積を同項の認定の申請に係る建築物の床面積の合計と、当該変更の認定の申請に係る住戸の数を同項の認定の申請に係る住戸の数とそれぞれみなして同項第四号の規定を適用して得た金額</p>	<p>四 増改築基準を適用する共同住宅等の場合（次号の場合を除く。） 当該変更の認定の申請を前項の認定の申請と、当該変更の認定の申請に係る建築物の床面積の増加に係る部分の床面積とその他の変更に係る部分の床面積の二分の一の面積とを合算した面積を同項の認定の申請に係る建築物の床面積の合計と、当該変更の認定の申請に係る住戸の数を同項の認定の申請に係る住戸の数とそれぞれみなして同項第四号の規定を適用して得た金額 五 法第八条第二項において準用する法第六条第二項の規定による申出がある場合 前四号の規定による金額</p>

に五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額

別表七九の項中「第七十六条に規定するものをいう。」の下に「八一の項第一号において同じ。」を加える。
別表に次のように加える。

<p>八一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項及び次項において「法」という。）第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び法第三十六条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>申請のとき</p>
<p>次の第一号から第三号までに該当する建築物の一部を併せて申請する場合は、それぞれを加算した金額とする。</p> <p>一 住宅部分（居住のために継続的に使用する室及び共用部分（共用廊下、共用階段その他の知事が認める部分をいう。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含まない建築物又は建築物の住宅部分以外の部分申請する場合</p> <p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額</p> <p>イ 三百平方メートル未満 一件につき 二八三、〇〇〇円 （国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一〇八、〇〇〇円、適合証（法第二十九条第一項の規定による認証の申請であるときは法第三十条第一項各号（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）に</p>	<p>掲げる基準、法第三十六条第一項の規定による認定の申請であるときは法第二条第三号の規定による基準に適合していることを登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が着工前に証明した書類をいう。建築済のものを申請する場合は適合基準どおりに建築されたことが確認できる書類を含む。以下この項及び次項において同じ。</p> <p>）の提出があるときは、一一、〇〇〇円）</p> <p>ロ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満 一件につき 四五八、〇〇〇円 （国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一八一、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、三三、〇〇〇円）</p> <p>ハ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 一件につき 六五三、〇〇〇円 （国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二九四、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、九九、〇〇〇円）</p> <p>ニ 五千平方メートル以上一万平方メートル未</p>	

満
一件につき

八〇五、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、三八四、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一五八、〇〇〇円)

ホ 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満
一件につき
九五二、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四六一、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一九九、〇〇〇円)

ヘ 二万五千平方メートル以上のとき
一件につき
一、〇八六、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、五四一、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、二四九、〇〇〇円)

二 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅の住宅部分を申請する場合
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額
イ 二百平方メートル未満
一件につき
四二、〇〇〇円

(国土交通大臣が定め

る簡易な計算法を用いたときは、二一、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、五、〇〇〇円)

ロ 二百平方メートル以上のとき
一件につき
四七、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二三、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、五、〇〇〇円)

三 共同住宅等(一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を申請する場合
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額
イ 三百平方メートル未満

一件につき
八五、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四〇、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、一一、〇〇〇円)

ロ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満
一件につき
一四三、〇〇〇円

(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、七〇、〇〇〇円)

八二	
<p>法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	
建築物のエネルギー消費性能変更認定申請手数料	
<p>次の第一号から第三号までに該当する建築物の一部を併せて申請する場合は、それぞれを加算した金額とする。</p> <p>一 住宅部分を含まない建築物又は建築物の住宅部分以外の部分を申請する場合</p> <p>当該変更に係る床面積の合計を前項第一号の認定</p>	<p>○円、適合証の提出があるときは、二四、〇〇〇円)</p> <p>ハ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満</p> <p>一件につき</p> <p>二四四、〇〇〇円</p> <p>(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一二八、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、五五、〇〇〇円)</p> <p>ニ 五千平方メートル以上のとき</p> <p>一件につき</p> <p>三四九、〇〇〇円</p> <p>(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一九四、〇〇〇円、適合証の提出があるときは、九九、〇〇〇円)</p> <p>四 法第三十条第二項の規定による申出がある場合</p> <p>前各号の規定による金額に、五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額</p>
申請のとき	

<p>福岡県条例第二十号</p> <p>福岡県建築審査会設置条例の一部を改正する条例</p> <p>平成二十八年三月二十九日</p> <p>福岡県知事 小川 洋</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>福岡県建築審査会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>の申請に係る床面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額</p> <p>二 一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅の住宅部分を申請する場合</p> <p>当該変更に係る床面積の合計を前項第二号の認定の申請に係る床面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額</p> <p>三 共同住宅等を申請する場合</p> <p>当該変更に係る床面積の合計を前項第三号の認定の申請に係る床面積の合計とみなして同号の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額</p> <p>四 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項の規定による申出がある場合</p> <p>前各号の規定による金額に、五の項及び六の項の規定による金額を加算した金額</p>
---	--

福岡県建築審査会設置条例（昭和二十六年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「以下審査会」を「以下「審査会」」に、「以て」を「もって」に改める。
第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条の見出し及び同条第一項中「召集」を「招集」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「召集」を「招集」に改め、同項第一号中「あつた」を「あつた」に改め、同項第二号中「附議する」を「付議する」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。
（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十一号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二項第一号中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

別表第一の二中

「 通路、公共駐車場、防 火貯水槽その他これら に類するもので地下に き一年	一平方メートルにつ き一年
--	------------------

二二〇円

を

「
設けるもの

通路、防火貯水槽その他これらに類するもので地下に設けるもの

一平方メートルにつき一年

二二〇円

に改める。

公共駐車場で地下に設けるもの

階数が一のもの	一平方メートルにつき	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額
階数が二のもの	一平方メートルにつき	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
階数が三以上のもの	一平方メートルにつき	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額

別表第一の二に備考として次のように加える。

備考 Aは、当該地の時価を表すものとする。

別表第二に次のように加える。

十四 ドッグラン

都市公園名	単位	金額
筑後広域公園	犬一頭につき一回	二二〇円

備考 十一枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、十回分に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月三日から施行する。ただし、別表第二に次のように加える改正規定は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十二号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県流域下水道条例の

一部を改正する条例

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第百十三条第一項中「第二十五条の十第一項及び第二項」を「第二十五条の十八第一項及び第二項」に改める。

(福岡県流域下水道条例の一部改正)

第二条 福岡県流域下水道条例(平成二十四年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第八条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十三号

福岡県公立学校職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「反する休職」の下に「及び降給」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第二条の見出しを「(定義)」に改め、同条中「で学校職員」を「において「学校職員」」に改める。

第三条中「学校職員」を「任命権者は、学校職員」に、「一に」を「いずれかに」に、「これを」を「当該学校職員を」に改め、同条第一号中「その職員」を「その学校職員」に改め、同条第二号中「なった」を「なった」に改める。

第六条を第十条とする。

第五条第一項中「職員」を「学校職員」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(受診命令に従う義務)

第九条 学校職員は、第七条第一項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合においては、これに従わなければならない。

第四条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条中「学校職員」を「前項に規定するもののほか、学校職員」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

任命権者は、次に掲げる場合においては、医師二人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

一 法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものとして学校職員を降任し、又は免職する場合

二 法第二十八条第二項第一号の規定に該当するものとして学校職員を休職する場合

三 第五条第二号の規定に該当するものとして学校職員を降格する場合

第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

(降給の種類)

第四条 降給の種類は、降格(学校職員の意に反して、当該学校職員の職務の級を同一の給料表の低位の職務の級に変更すること)をいう。以下同じ。)及び降号(学校職員の意に反して、当該学校職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更すること)をいう。以下同じ。)とする。

(降格の事由)

第五条 任命権者は、学校職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該学校職員を降格するものとする。

一 学校職員の勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該学校職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

三 学校職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

（降号の事由）

第六条 任命権者は、学校職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合であつて、当該学校職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認めるときは、当該学校職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十四号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「よる」を「定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類される」に改め、同条第三項中「職を」を「職務の級を」に、「に定める」を「及び人事委員会規則で定める」に、「格付し」を「決定し」に改める。

第二十条第五項中「三級」を「二級」に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第 2 (第 6 条関係) 行政職給料表

職 員 の 分 区	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
	25	176,700	232,600	265,100	308,400	337,300	366,500
	26	178,400	234,300	267,000	310,500	339,200	368,400
	27	180,100	235,800	268,800	312,600	341,100	370,400
	28	181,800	237,400	270,700	314,600	343,000	372,400
	29	183,300	238,900	272,400	316,600	344,700	373,900
	30	185,100	240,400	274,300	318,600	346,600	375,700
	31	186,900	242,000	276,200	320,700	348,500	377,500
	32	188,600	243,500	278,000	322,800	350,300	379,100
	33	190,200	245,000	279,700	324,300	352,200	380,900
	34	191,700	246,500	281,600	326,300	354,000	383,600
	35	193,200	247,900	283,400	328,200	355,800	386,200
	36	194,700	249,300	285,300	330,300	357,500	388,900
	37	197,200	250,800	287,000	332,200	358,900	391,300
	38	199,000	252,600	288,700	334,100	360,200	393,600
	39	200,800	254,300	290,500	336,100	361,600	395,800
	40	202,600	256,100	292,300	338,000	363,000	398,200
	41	204,300	257,800	294,000	339,900	366,500	400,000
	42	206,100	259,600	295,700	341,800	368,400	402,000
	43	207,900	261,400	297,400	343,600	370,400	403,900
	44	209,700	263,100	299,000	345,500	372,400	405,700
	45	211,100	265,100	300,400	347,000	373,900	407,600
	46	212,900	267,000	302,500	348,400	375,700	409,400

	47	214,600	268,800	304,500	349,900	377,500	411,200
	48	216,400	270,700	306,600	351,400	379,100	413,100
	49	218,100	272,400	308,400	353,000	380,900	414,900
	50	219,800	274,300	310,500	353,800	382,300	416,400
	51	221,400	276,200	312,600	355,000	383,800	417,900
	52	223,000	278,000	314,600	356,000	385,400	419,500
	53	224,500	279,700	316,600	358,900	386,800	421,100
	54	226,200	281,600	318,600	360,200	388,000	422,400
	55	227,800	283,400	320,700	361,600	389,200	423,700
	56	229,400	285,300	322,800	363,000	390,300	424,900
	57	230,800	287,000	324,300	364,300	391,400	426,100
	58	232,300	288,700	326,300	365,200	392,600	427,400
	59	233,800	290,500	328,200	366,300	393,800	428,700
	60	235,100	292,300	330,300	367,400	394,900	429,900
	61	236,400	294,000	332,200	368,200	395,600	431,100
	62	237,600	295,700	334,100	369,100	396,300	431,900
	63	238,700	297,400	336,100	370,000	397,000	432,700
	64	239,900	299,000	338,000	370,900	397,700	433,500
	65	241,200	300,700	339,900	371,800	398,300	434,100
	66	242,500	302,400	341,800	372,600	398,900	434,800
	67	243,700	304,000	343,600	373,400	399,400	435,500
	68	245,000	305,700	345,500	374,200	399,800	436,200
再 用 員 以 外 の 員	69	246,000	306,900	347,000	374,900	400,200	437,000
	70	247,400	308,400	348,400	375,600	400,500	437,800
	71	248,900	309,900	349,900	376,300	400,800	438,200
	72	250,400	311,500	351,400	377,000	401,100	438,900
	73	251,800	313,100	353,000	377,500	401,400	439,400
	74	253,200	314,700	353,800	378,100	401,700	439,800
	75	254,600	316,300	355,000	378,700	402,000	440,200
	76	256,000	317,800	356,000	379,400	402,300	440,600
	77	257,200	319,300	356,900	379,800	402,600	441,000
	78	258,500	320,500	358,000	380,500	402,900	441,400
	79	259,900	321,700	358,900	381,100	403,200	441,800
	80	261,300	322,900	360,000	381,700	403,500	442,100
	81	262,600	323,600	360,900	382,100	403,800	442,400
	82	263,700	324,500	361,600	382,700	404,100	442,800
	83	265,000	325,300	362,300	383,300	404,400	443,100
	84	266,300	326,100	363,000	383,900	404,700	443,400
	85	267,400	327,000	363,400	384,300	404,900	443,700
	86	268,500	327,400	364,000	384,800	405,200	
	87	269,800	328,100	364,700	385,300	405,500	
	88	271,100	328,900	365,400	385,900	405,800	
	89	272,200	329,700	365,700	386,200	406,000	
	90	273,200	330,400	366,400	386,600	406,300	
	91	274,300	331,100	367,100	387,000	406,600	
	92	275,400	331,800	367,800	387,400	406,800	
	93	276,600	332,300	368,100	387,700	407,000	
	94		332,900	368,700	388,000	407,300	
	95		333,400	369,400	388,300	407,600	
	96		334,000	370,000	388,600	407,800	

97		334,300	370,300	388,800	408,000	
98		334,800	370,900	389,100	408,300	
99		335,200	371,600	389,400	408,600	
100		335,700	372,200	389,600	408,800	
101		336,100	372,600	389,800	409,000	
102		336,600	373,100	390,100	409,300	
103		337,100	373,700	390,400	409,600	
104		337,600	374,200	390,600	409,800	
105		337,900	374,700	390,800	410,000	
106		338,300	375,300	391,100		
107		338,800	375,800	391,400		
108		339,200	376,100	391,600		
109		339,500	376,500	391,800		
110		339,900	377,000	392,100		
111		340,400	377,400	392,400		
112		340,800	377,800	392,600		
113		341,000	378,200	392,800		
114		341,400	378,700	393,100		
115		341,900	379,100	393,400		
116		342,300	379,500	393,600		
117		342,400	379,800	393,800		
118		342,900	380,200	394,100		
119		343,300	380,600	394,400		
120		343,600	381,000	394,600		
121		343,900	381,300	394,800		
122		344,300	381,700			
123		344,700	382,100			
124		345,100	382,400			
125		345,600	382,700			
126		346,000	383,100			
127		346,400	383,400			
128		346,800	383,700			
129		347,300	384,000			
130		347,700	384,300			
131		348,000	384,600			
132		348,300	384,900			
133		348,800	385,200			
134			385,500			
135			385,800			
136			386,100			
137			386,300			
138			386,600			
139			386,900			
140			387,100			
141			387,300			
再任用職員	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第四ハ行政職給料表級別標準職務表及びニ医療職給料表(ニ)級別標準職務表を次のように改める。

ハ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	主事、技師又は学校司書の職務
2 級	主任主事、主任技師又は主任学校司書の職務
3 級	事務主査又は技術主査の職務
4 級	事務次長の職務
5 級	事務長の職務
6 級	参事の職務

ニ 医療職給料表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	栄養士である技師その他人事委員会規則で定める技師の職務
2 級	1 困難な業務を行う栄養士である技師その他人事委員会規則で定める技師の職務 2 主任技師の職務
3 級	1 技術主査の職務 2 相当困難な業務を行う主任技師の職務
4 級	1 相当困難な業務を行う技術主査の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務
5 級	1 参事補佐の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務
6 級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う参事補佐の職務

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてこの条例による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)(別表第二行政職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。))は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。))に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、この条例による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)(別表第四行政職給料表級別標準職務表に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。)

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第二行政職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。))は、次項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。))に応じて附則別表第二に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、旧級、新級及び旧号給に応じて附則別表第三に定める号給とする。

(切替えの特例)

第四条 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における前二条の規定の適用については、附則第二条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第一項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第十一項適用職員の経過的特例)

第六条 切替日において改正後の給与条例別表第四二医療職給料表(二)級別標準職務表三級の項第一号に掲げる職務(改正後の給与条例第六条第二項の規定により人事委員会規則で定められた同号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務を含む。)(に従事する職員のうち、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十一年福岡県条例第四十八号。次項において「昭和六十一年改正条例」という。)(附則第十一項の規定の適用を受ける職員に切替日以降適用する給料表は、改正後の給与条例第六条第一項の規定にかかわらず、附則別表第四医療職特例給料表(二)とする。)

2 前項の規定により附則別表第四医療職特例給料表(二)の適用を受ける職員(以下「特例給料表適用職員」という。))の切替日における職務の級は、改正後の給与条例第六条第三項及び昭和六十一年改正条例附則第十一項の規定にかかわらず、同表に掲げる特五級とし、特例給料表適用職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該特例給料表適用職員が受けていた号給と同じ額の号給とする。

3 特例給料表適用職員のうち、切替日に昇給する職員の切替日における号給については、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会規則への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第 1 (附則第 2 条関係) 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	1 級
		2 級
	3 級	2 級
		3 級
	4 級	3 級
		4 級
	5 級	4 級
		5 級
	6 級	5 級
		6 級
	7 級	6 級

附則別表第 2 (附則第 3 条関係) 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が
掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

旧号給 \ 旧級	1 級	7 級
1	1	25
2	2	26
3	3	27
4	4	28
5	5	29
6	6	30
7	7	31
8	8	32
9	9	33
10	10	34
11	11	35
12	12	36
13	13	37
14	14	38
15	15	39
16	16	40
17	17	41
18	18	42
19	19	43
20	20	44
21	21	45
22	22	46
23	23	47
24	24	48
25	25	49
26	26	50
27	27	51
28	28	52
29	29	53
30	30	54
31	31	55
32	32	56
33	33	57
34	34	58
35	35	59
36	36	60
37	37	61
38	38	62
39	39	63
40	40	64
41	41	65
42	42	66
43	43	67
44	44	68
45	45	69
46	46	70
47	47	71
48	48	72
49	49	73
50	50	74
51	51	75
52	52	76
53	53	77
54	54	78

55	55	79
56	56	80
57	57	81
58	57	82
59	58	83
60	58	84
61	59	85
62	59	
63	60	
64	60	
65	61	
66	61	
67	62	
68	62	
69	63	
70	63	
71	64	
72	64	
73	65	
74	65	
75	66	
76	66	
77	67	
78	67	
79	68	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	73	
87	74	
88	74	
89	75	
90	75	
91	76	
92	76	
93	77	

附則別表第 3（附則第 3 条関係） 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表

旧級 新級 旧号給	2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	1 級	2 級	2 級	3 級	3 級	4 級	4 級	5 級	5 級	6 級
1	33	1	21	1	25	1	17	1	17	1
2	34	2	22	2	26	2	18	2	18	2
3	35	3	23	3	27	3	19	3	19	3
4	36	4	24	4	28	4	20	4	20	4
5	37	5	25	5	29	5	21	5	21	5
6	38	6	26	6	30	6	22	6	22	6
7	39	7	27	7	31	7	23	7	23	7
8	40	8	28	8	32	8	24	8	24	8
9	41	9	29	9	33	9	25	9	25	9
10	42	10	30	10	34	10	26	10	26	10
11	43	11	31	11	35	11	27	11	27	11
12	44	12	32	12	36	12	28	12	28	12
13	45	13	33	13	37	13	29	13	29	13
14	46	14	34	14	38	14	30	14	30	14
15	47	15	35	15	39	15	31	15	31	15
16	48	16	36	16	40	16	32	16	32	16
17	49	17	37	17	41	17	33	17	33	17
18	50	18	38	18	42	18	34	18	34	18
19	51	19	39	19	43	19	35	19	35	19
20	52	20	40	20	44	20	36	20	36	20
21	53	21	41	21	45	21	37	21	37	21
22	54	22	42	22	46	22	38	22	38	22
23	55	23	43	23	47	23	39	23	39	23
24	56	24	44	24	48	24	40	24	40	24
25	57	25	45	25	49	25	41	25	41	25
26	58	26	46	26	50	26	42	26	42	26
27	59	27	47	27	51	27	43	27	43	27
28	60	28	48	28	52	28	44	28	44	28
29	61	29	49	29	53	29	45	29	45	29
30	62	30	50	30	54	30	46	30	46	30
31	63	31	51	31	55	31	47	31	47	31
32	64	32	52	32	56	32	48	32	48	32
33	65	33	53	33	57	33	49	33	49	33
34	66	34	54	34	58	34	50	34	50	34
35	67	35	55	35	59	35	51	35	51	35
36	68	36	56	36	60	36	52	36	52	36
37	69	37	57	37	61	37	53	37	53	37
38	70	38	58	38	62	38	54	38	54	38
39	71	39	59	39	63	39	55	39	55	39
40	72	40	60	40	64	40	56	40	56	40
41	73	41	61	41	65	41	57	41	57	41
42	74	42	62	42	66	42	58	42	58	41
43	75	43	63	43	67	43	59	43	59	42
44	76	44	64	44	68	44	60	44	60	42
45	77	45	65	45	69	45	61	45	61	43
46	78	46	66	46	70	46	62	46	62	43
47	79	47	67	47	71	47	63	47	63	44
48	80	48	68	48	72	48	64	48	64	44
49	81	49	69	49	73	49	65	49	65	45
50	82	50	70	50	74	50	66	49	66	45
51	83	51	71	51	75	51	67	50	67	45
52	84	52	72	52	76	52	68	50	68	45
53	85	53	73	53	77	53	69	51	69	46

54	86	54	74	54	78	54	70	51	70	46
55	87	55	75	55	79	55	71	52	71	46
56	88	56	76	56	80	56	72	52	72	46
57	89	57	77	57	81	57	73	53	73	47
58	90	57	78	58	82	58	74	53	74	47
59	91	58	79	59	83	59	75	54	75	47
60	92	58	80	60	84	60	76	54	76	47
61	93	59	81	61	85	61	77	55	77	47
62	93	59	82	61	86	62	78	55	78	47
63	93	60	83	61	87	63	79	56	79	47
64	93	60	84	62	88	64	80	56	80	47
65	93	61	85	62	89	65	81	57	81	47
66	93	61	86	62	90	66	82	57	82	47
67	93	62	87	63	91	67	83	58	83	47
68	93	62	88	63	92	68	84	58	84	48
69	93	63	89	63	93	69	85	58	85	48
70	93	63	90	64	94	70	86	58	86	48
71	93	64	91	64	95	71	87	58	87	48
72	93	64	92	64	96	72	88	58	88	48
73	93	65	93	65	97	73	89	58	89	48
74	93	65	94	65	98	74	90	58	90	48
75	93	65	95	65	99	75	91	58	91	48
76	93	65	96	66	100	76	92	58	92	48
77	93	66	97	66	101	76	93	59	93	48
78	93	66	98	66	102	76	94	59	94	48
79	93	66	99	67	103	76	95	59	95	48
80	93	66	100	67	104	76	96	59	96	48
81	93	67	101	67	105	77	97	59	97	49
82	93	67	102	68	106	77	98	59	98	49
83	93	67	103	68	107	77	99	59	99	50
84	93	67	104	68	108	77	100	59	100	50
85	93	68	105	69	109	77	101	59	101	51
86	93	68	106	69	110	78	102	59	102	51
87	93	68	107	69	111	78	103	59	103	52
88	93	68	108	69	112	78	104	59	104	52
89	93	69	109	70	113	79	105	60	105	52
90	93	69	110	70	114	80	106	60		
91	93	69	111	70	115	81	107	60		
92	93	69	112	70	116	82	108	60		
93	93	69	113	71	117	83	109	61		
94	93	70	114	71	118	83	110	61		
95	93	70	115	71	119	84	111	61		
96	93	70	116	71	120	84	112	61		
97	93	70	117	71	121	85	113	62		
98	93	70	118	72	122	86	114	62		
99	93	71	119	72	123	87	115	62		
100	93	71	120	72	124	88	116	62		
101	93	71	121	72	125	89	117	63		
102	93	71	122	72	126	89	118	63		
103	93	71	123	73	127	90	119	63		
104	93	72	124	73	128	90	120	63		
105	93	72	125	73	129	91	121	64		
106	93	72	126	73	130	91				
107	93	72	127	73	131	92				
108	93	72	128	74	132	92				
109	93	72	129	74	133	93				
110	93	73	130	74	134	94				
111	93	73	131	74	135	95				

112	93	73	132	74	136	96				
113	93	73	133	75	137	97				
114	93	73			138	97				
115	93	73			139	98				
116	93	74			140	98				
117	93	74			141	99				
118	93	74								
119	93	74								
120	93	74								
121	93	74								
122	93	75								
123	93	75								
124	93	75								
125	93	75								

附則別表第 4 (附則第 6 条関係) 医療職特例給料表 (二)

職務の級	特 5 級
号 給	給料月額
	円
1	402,500
2	402,700
3	402,800
4	403,100
5	403,300
6	403,500
7	403,700
8	403,900
9	404,000
10	404,300
11	404,500
12	404,600
13	404,800
14	405,000
15	405,100
16	405,400
17	405,500
18	405,600
19	405,800
20	406,000
21	406,100
22	406,400
23	406,500
24	406,600
25	406,800
26	407,000
27	407,100
28	407,400
29	407,500
30	407,600
31	407,800
32	408,000
33	408,100
34	408,400
35	408,500
36	408,600
37	408,800

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十五号

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、六二〇人」を「五、五九一人」に、「四六二人」を「四六五人」に、「二六〇人」を「二五四人」に、「六、三四二人」を「六、三二〇人」に改め、同表特別支援学校の職員の項を次のように改める。

特別支援学校の職員	校長及び教員(実習助手及び寄宿舎指導員を含む。)	一、七二〇人
	事務職員	六〇人
	その他の職員	三九人
	計	一、八〇九人

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二三、五一一人」を「二三、五七一人」に、「一、一三三人」を「一、一三七一人」に、「三九八人」を「三九二人」に、「一、三一四人」を「一、三〇七人」に、「二六、三五六人」を「二六、三九三人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、五一四人」を「一、四九九人」に、「三七人」を「三六人」に、「一七人」を「一六人」に、「七〇人」を「六八人」に、「一、六五〇人」を「一、六三一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十六号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 警察官 一一、〇六九人

警視 二七七人

警部 六五三人

警部補及び巡查部長 六、六五二人

巡查 } 警察教養施設において新任者として
教育訓練中の者を含む。 } 三、四八七人

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十七号

福岡県警察職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の分限に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に、「基き」を「基づき」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第二条第一項中「法第二十八条第二項各号に規定する場合の外」を「警察本部長は、法第二十八条第二項の規定によるもののほか」に、「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「においては、これ」を「は、当該職員」に改め、同項第一号中「なつた」を「なつた」に改め、同条第二項中「法」を「警察本部長は、法」に、「この条例前項各号」を「前項各号のいずれか」に、「とき」を「場合」に、「場合は、これ」を「ときは、当該職員」に改める。

第七条を第十一条とする。

第六条第一項中「法」を「警察本部長は、休職者が休職の期間中であつても、法」に、「とき」を「場合」に、「当該職員」を「当該休職者」に、「すみやかにその職員」を「速やかに当該休職者」に改め、同条第二項中「当該休職期間」を「休職の期間」に、「もつて当然」を「もつて」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(受診命令に従う義務)

第十条 職員は、第六条第二項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合は、これに従わなければならない。

第五条第二項を次のように改める。

2 休職者の給与については、別に定めるところによる。

第五条を第八条とする。

第四条第一項中「より」を「該当する場合における」に、「規定による」を「いずれかに該当する場合における」に、「こえない」を「超えない」に、「個別」を「個々に改め、同条第二項中「前項」を「警察本部長は、前項」に、「こえない」を「超えない」に改め、「おいて、」の下に「これを」を加え、同条第三項中「同条同項」を「同項」に、「少い」を「少ない」に改め、同条第四項中「よる」を「該当する場合における」に、「当該事件」を「刑事事件」に改め、同条を第七条とする。

第三条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

警察本部長は、次に掲げる場合は、職員の勤務実績又はその職に必要な適格性を判断するに足りると認められる客観的資料を整えておかなければならない。

一 法第二十八条第一項第一号又は第三号の規定に該当するものとして職員を降任し

、又は免職する場合

二 第四条第二号イ又はハの規定に該当するものとして職員を降格する場合

三 前条の規定により職員を降号する場合

2 警察本部長は、次に掲げる場合は、医師二人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

一 法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合

二 法第二十八条第二項第一号の規定に該当するものとして職員を休職する場合

三 第四条第二号ロの規定に該当するものとして職員を降格する場合

第三条第三項中「より、」を「該当するものとして」に改め、「において」を削り、「基き」を「基づき」に改め、同条第四項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条第五項中「通知書は」を「規定による通知書の交付は」に、「においては、その」を「は、通知書の」に、「もつてこれにかえる」を「もつてこれに代える」に、「日をもつて」を「日をもつて同項の規定による」に、「あつた」を「あつた」に改め、同条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

(降給の種類)

第三条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること)をいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること)をいう。以下同じ。)とする。

(降格の事由)

第四条 警察本部長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

一 法第二十八条第一項の規定により降任された場合

二 次のいずれかに該当する場合(前号に掲げる場合を除く。)

イ 職員の勤務実績がよくなないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

ロ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ハ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（イ及びロに掲げる場合を除く。）。

（降号の事由）

第五条 警察本部長は、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合であつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十八号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「よる」を「定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類される」に改め、同条第三項中「職を」を「職務の級を」に、「に定める」を「及び人事委員会規則で定める」に、「格付し」を「決定し」に改める。

第二十条第五項中「三級」を「二級」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める

別表第 1 (第 6 条関係) 公安職給料表

職 員 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	424,100	447,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	425,500	449,600
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	427,000	451,400
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	428,600	453,100

再任職員以外職員	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	402,500	429,900	454,700
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	404,300	431,600	456,400
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	406,000	433,300	458,000
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	407,700	434,900	459,800
	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	409,400	436,300	461,300
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	410,900	438,000	462,700
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	412,500	439,700	464,200
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	414,000	441,300	465,500
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	415,300	442,700	466,700
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	416,800	443,400	467,400
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	418,300	444,100	468,100
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	419,800	444,800	468,800
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	421,300	445,200	469,300
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	422,600	445,800	470,100
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	423,900	446,500	470,800
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	425,100	447,100	471,400
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	426,100	447,900	471,700
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	426,800	448,600	472,300
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	427,600	449,100	472,800
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	428,400	449,600	473,300
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	428,900	450,100	473,800
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	429,300	450,400	474,200
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	429,700	450,700	474,600
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	430,000	451,100	475,000
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	430,300	451,500	475,300
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	430,700	451,700	475,700
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	431,000	452,000	476,100	
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	431,300	452,200	476,400	
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	431,600	452,600	476,700	
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	431,900	452,800	477,100	
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	432,200	453,000	477,400	
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	432,500	453,200	477,700	
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	432,800	453,600	478,000	
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	433,100	453,900		
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	433,400	454,200		
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	433,700	454,400		
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	434,000	454,600		
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	434,300	454,900		
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	434,600	455,200		
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	434,900	455,400		
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	435,100	455,600		
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	435,400	455,900		
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	435,700	456,200		
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	436,000	456,400		
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	436,200	456,600		
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	436,500			
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	436,800			
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	437,100			

93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	437,300		
94	299,400	323,000	349,400	383,000	414,900	437,600		
95	300,500	324,400	350,900	383,600	415,300	437,900		
96	301,800	325,700	352,400	384,100	415,600	438,200		
97	302,900	326,900	353,700	384,500	415,900	438,400		
98	304,100	328,200	354,900	384,900		438,700		
99	305,300	329,500	356,000	385,500		439,000		
100	306,500	330,800	357,200	386,000		439,300		
101	307,700	332,200	358,300	386,400		439,500		
102	308,700	333,100	359,400	386,900				
103	309,800	334,200	360,500	387,500				
104	310,800	335,400	361,700	388,000				
105	311,600	336,500	362,900	388,300				
106	312,200	337,600	363,400	388,700				
107	312,800	338,600	364,000	389,200				
108	313,500	339,700	364,600	389,500				
109	314,000	340,900	365,200	389,800				
110	314,500	341,900	365,700	390,300				
111	315,000	342,900	366,200	390,800				
112	315,600	343,800	366,700	391,300				
113	316,400	344,700	367,100	391,600				
114	317,100	345,600	367,500	392,100				
115	317,800	346,600	368,100	392,600				
116	318,500	347,600	368,600	393,100				
117	319,100	348,600	369,000	393,400				
118	319,900	349,100	369,500	393,900				
119	320,600	349,700	370,100	394,400				
120	321,400	350,300	370,600	394,900				
121	322,000	350,600	370,700	395,300				
122	322,300	351,000	371,300	395,800				
123	322,800	351,500	371,800	396,200				
124	323,300	351,900	372,200	396,700				
125	323,600	352,300	372,700	397,100				
126		352,700	373,200	397,500				
127		353,200	373,700	397,900				
128		353,600	374,200	398,300				
129		354,000	374,500	398,700				
130		354,400	375,000	399,100				
131		354,800	375,500	399,500				
132		355,200	376,000	399,900				
133		355,400	376,300	400,200				
134		355,900	376,800	400,600				
135		356,300	377,200	401,000				
136		356,600	377,600	401,300				
137		356,900	377,900	401,600				
138		357,300	378,400					
139		357,800	378,900					
140		358,300	379,400					
141		358,600	379,700					
142		359,100						
143		359,600						
144		360,100						
145		360,400						
再任用職員	240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 2 (第 6 条関係) 行政職給料表

職 員 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	451,900
	25	176,700	232,600	265,100	308,400	337,300	366,500	453,300
	26	178,400	234,300	267,000	310,500	339,200	368,400	454,600
	27	180,100	235,800	268,800	312,600	341,100	370,400	455,900
	28	181,800	237,400	270,700	314,600	343,000	372,400	457,100
	29	183,300	238,900	272,400	316,600	344,700	373,900	458,100
	30	185,100	240,400	274,300	318,600	346,600	375,700	458,800
	31	186,900	242,000	276,200	320,700	348,500	377,500	459,600
	32	188,600	243,500	278,000	322,800	350,300	379,100	460,300
	33	190,200	245,000	279,700	324,300	352,200	380,900	461,000
	34	191,700	246,500	281,600	326,300	354,000	383,600	461,800
	35	193,200	247,900	283,400	328,200	355,800	386,200	462,500
	36	194,700	249,300	285,300	330,300	357,500	388,900	463,100
	37	197,200	250,800	287,000	332,200	358,900	391,300	463,600
	38	199,000	252,600	288,700	334,100	360,200	393,600	464,200
	39	200,800	254,300	290,500	336,100	361,600	395,800	464,800
	40	202,600	256,100	292,300	338,000	363,000	398,200	465,400
	41	204,300	257,800	294,000	339,900	366,500	400,000	465,900
	42	206,100	259,600	295,700	341,800	368,400	402,000	466,400
	43	207,900	261,400	297,400	343,600	370,400	403,900	466,800
	44	209,700	263,100	299,000	345,500	372,400	405,700	467,100

	45	211,100	265,100	300,400	347,000	373,900	407,600	467,400
	46	212,900	267,000	302,500	348,400	375,700	409,400	
	47	214,600	268,800	304,500	349,900	377,500	411,200	
	48	216,400	270,700	306,600	351,400	379,100	413,100	
	49	218,100	272,400	308,400	353,000	380,900	414,900	
	50	219,800	274,300	310,500	353,800	382,300	416,400	
	51	221,400	276,200	312,600	355,000	383,800	417,900	
	52	223,000	278,000	314,600	356,000	385,400	419,500	
	53	224,500	279,700	316,600	358,900	386,800	421,100	
	54	226,200	281,600	318,600	360,200	388,000	422,400	
	55	227,800	283,400	320,700	361,600	389,200	423,700	
	56	229,400	285,300	322,800	363,000	390,300	424,900	
	57	230,800	287,000	324,300	364,300	391,400	426,100	
	58	232,300	288,700	326,300	365,200	392,600	427,400	
	59	233,800	290,500	328,200	366,300	393,800	428,700	
	60	235,100	292,300	330,300	367,400	394,900	429,900	
	61	236,400	294,000	332,200	368,200	395,600	431,100	
	62	237,600	295,700	334,100	369,100	396,300	431,900	
	63	238,700	297,400	336,100	370,000	397,000	432,700	
	64	239,900	299,000	338,000	370,900	397,700	433,500	
	65	241,200	300,700	339,900	371,800	398,300	434,100	
	66	242,500	302,400	341,800	372,600	398,900	434,800	
	67	243,700	304,000	343,600	373,400	399,400	435,500	
	68	245,000	305,700	345,500	374,200	399,800	436,200	
再任職 以外 の 員	69	246,000	306,900	347,000	374,900	400,200	437,000	
	70	247,400	308,400	348,400	375,600	400,500	437,800	
	71	248,900	309,900	349,900	376,300	400,800	438,200	
	72	250,400	311,500	351,400	377,000	401,100	438,900	
	73	251,800	313,100	353,000	377,500	401,400	439,400	
	74	253,200	314,700	353,800	378,100	401,700	439,800	
	75	254,600	316,300	355,000	378,700	402,000	440,200	
	76	256,000	317,800	356,000	379,400	402,300	440,600	
	77	257,200	319,300	356,900	379,800	402,600	441,000	
	78	258,500	320,500	358,000	380,500	402,900	441,400	
	79	259,900	321,700	358,900	381,100	403,200	441,800	
	80	261,300	322,900	360,000	381,700	403,500	442,100	
	81	262,600	323,600	360,900	382,100	403,800	442,400	
	82	263,700	324,500	361,600	382,700	404,100	442,800	
	83	265,000	325,300	362,300	383,300	404,400	443,100	
	84	266,300	326,100	363,000	383,900	404,700	443,400	
	85	267,400	327,000	363,400	384,300	404,900	443,700	
	86	268,500	327,400	364,000	384,800	405,200		
	87	269,800	328,100	364,700	385,300	405,500		
	88	271,100	328,900	365,400	385,900	405,800		
	89	272,200	329,700	365,700	386,200	406,000		
	90	273,200	330,400	366,400	386,600	406,300		
	91	274,300	331,100	367,100	387,000	406,600		
	92	275,400	331,800	367,800	387,400	406,800		

93	276,600	332,300	368,100	387,700	407,000		
94		332,900	368,700	388,000	407,300		
95		333,400	369,400	388,300	407,600		
96		334,000	370,000	388,600	407,800		
97		334,300	370,300	388,800	408,000		
98		334,800	370,900	389,100	408,300		
99		335,200	371,600	389,400	408,600		
100		335,700	372,200	389,600	408,800		
101		336,100	372,600	389,800	409,000		
102		336,600	373,100	390,100	409,300		
103		337,100	373,700	390,400	409,600		
104		337,600	374,200	390,600	409,800		
105		337,900	374,700	390,800	410,000		
106		338,300	375,300	391,100			
107		338,800	375,800	391,400			
108		339,200	376,100	391,600			
109		339,500	376,500	391,800			
110		339,900	377,000	392,100			
111		340,400	377,400	392,400			
112		340,800	377,800	392,600			
113		341,000	378,200	392,800			
114		341,400	378,700	393,100			
115		341,900	379,100	393,400			
116		342,300	379,500	393,600			
117		342,400	379,800	393,800			
118		342,900	380,200	394,100			
119		343,300	380,600	394,400			
120		343,600	381,000	394,600			
121		343,900	381,300	394,800			
122		344,300	381,700				
123		344,700	382,100				
124		345,100	382,400				
125		345,600	382,700				
126		346,000	383,100				
127		346,400	383,400				
128		346,800	383,700				
129		347,300	384,000				
130		347,700	384,300				
131		348,000	384,600				
132		348,300	384,900				
133		348,800	385,200				
134			385,500				
135			385,800				
136			386,100				
137			386,300				
138			386,600				
139			386,900				
140			387,100				
141			387,300				
再 任 職 員	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第四及び別表第五を次のように改める。

別表第 4 (第 6 条関係) 研究職給料表

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	199,700	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	202,000	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	204,300	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	206,500	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	208,600	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	210,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	213,300	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	215,600	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	217,800	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	220,200	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	222,600	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	225,000	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	227,300	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	230,100	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	233,000	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	235,900	283,700	360,900	406,800	495,700

	45	238,400	286,000	362,100	408,200	497,400
	46	241,100	288,200	363,300	409,400	498,900
	47	243,600	290,300	364,600	411,000	500,500
	48	246,300	292,300	365,700	412,600	502,000
	49	249,000	294,500	366,800	413,900	503,700
	50	251,400	297,200	368,100	415,300	505,100
	51	253,700	299,800	369,400	416,800	506,500
	52	256,000	302,600	370,700	418,200	508,000
	53	258,700	305,000	371,400	419,600	509,100
	54	260,900	307,600	372,400	421,000	510,300
	55	262,800	310,200	373,300	422,400	511,500
	56	264,900	313,000	374,300	423,800	512,700
	57	266,800	315,600	375,100	424,900	513,600
	58	268,800	317,800	375,900	426,200	514,600
	59	270,900	320,000	376,600	427,600	515,600
再任職以外の 用員外職	60	272,900	322,200	377,300	428,900	516,600
	61	274,800	324,500	377,900	429,700	517,700
	62	276,300	326,500	378,600	430,600	518,600
	63	277,700	328,500	379,500	431,600	519,300
	64	279,200	330,600	380,400	432,500	520,000
	65	280,600	332,700	381,000	433,400	520,800
	66	281,700	334,600	381,800	434,200	521,600
	67	282,700	336,400	382,600	434,800	522,400
	68	283,700	338,300	383,400	435,600	523,200
	69	284,500	340,300	384,000	436,000	523,900
	70	285,700	342,000	384,700	436,600	524,700
	71	287,000	343,600	385,400	437,100	525,500
	72	288,200	345,300	386,100	437,600	526,300
	73	289,600	346,700	386,800	438,100	527,000
	74	290,900	348,100	387,400	438,600	
	75	292,000	349,600	388,000	439,100	
	76	293,200	351,100	388,700	439,600	
	77	294,400	352,400	389,400	440,000	
	78	295,600	353,800	390,000	440,500	
	79	296,900	355,200	390,600	440,900	
	80	298,100	356,600	391,200	441,300	
	81	299,200	357,500	391,800	441,700	
	82	300,400	358,600	392,400	442,100	
	83	301,600	359,800	393,000	442,500	
	84	302,800	360,900	393,600	442,900	
	85	303,800	362,100	394,100	443,200	
	86	304,900	363,300	394,600	443,600	
	87	306,000	364,600	395,100	443,900	
	88	307,100	365,700	395,800	444,200	
	89	308,100	366,800	396,200	444,500	
	90	309,200	368,100			
	91	310,300	369,400			
	92	311,300	370,700			

	93	312,400	371,400			
	94	313,400	372,400			
	95	314,500	373,300			
	96	315,600	374,300			
	97	316,400	375,100			
	98	317,400	375,900			
	99	318,500	376,600			
	100	319,600	377,300			
	101	320,700	377,900			
	102	321,700	378,600			
	103	322,600	379,500			
	104	323,500	380,400			
	105	324,600	381,000			
	106	325,400	381,800			
	107	326,100	382,600			
	108	326,900	383,400			
	109	327,400	384,000			
	110	327,900	384,700			
	111	328,400	385,400			
	112	328,900	386,100			
	113	329,200	386,800			
	114	329,700	387,400			
	115	330,200	388,000			
	116	330,700	388,700			
	117	331,000	389,400			
	118	331,400	390,000			
	119	331,900	390,600			
	120	332,400	391,200			
	121	332,900	391,800			
再 任 職 員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験研究機関（警察本部の研究所等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5（第 6 条関係）級別標準職務表

イ 公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	巡査の行う職務
2 級	1 巡査長の行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を行う巡査長の職務
4 級	1 警察本部（以下「本部」という。）の係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 指導官の職務
6 級	調査官の職務
7 級	1 副署長の職務 2 管理官の職務
8 級	1 参事官の職務 2 本部の課長の職務 3 警察署長の職務

ロ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	主任主事又は主任技師の職務
3 級	事務主査又は技術主査の職務
4 級	本部の係長の職務
5 級	1 本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務
6 級	1 本部の課長の職務 2 管理官の職務
7 級	参事官の職務

ハ 医療職給料表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	栄養士である技師その他人事委員会規則で定める技師の職務
2 級	1 薬剤師である技師の職務 2 困難な業務を行う栄養士である技師その他人事委員会規則で定める技師の職務 3 主任技師の職務
3 級	1 本部の係長の職務 2 相当困難な業務を行う主任技師の職務
4 級	1 相当困難な業務を行う本部の係長の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務
5 級	1 本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を行う本部の係長の職務
6 級	困難な業務を行う本部の課長補佐の職務

ニ 医療職給料表（三）級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	准看護師である技師の職務
2 級	1 看護師又は保健師である技師の職務 2 経験を必要とする業務を行う准看護師である技師の職務
3 級	1 主任技師の職務 2 困難な業務を行う看護師又は保健師である技師の職務 3 経験に基づき困難な業務を行う准看護師である技師の職務
4 級	1 本部の係長の職務 2 困難な業務を行う保健師である主任技師の職務
5 級	1 本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を行う本部の係長の職務
6 級	困難な業務を行う本部の課長補佐の職務

ホ 研究職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	技師の職務
2 級	主任技師の職務
3 級	研究員の職務
4 級	1 試験研究機関の科長の職務 2 専門研究員の職務 3 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う研究員の職務
5 級	試験研究機関の長の職務

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成二十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてこの条例による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)

(以下「別表第一公安職給料表、別表第二行政職給料表及び別表第四研究職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)

は、附則第六条第二項に規定する特例給料表適用職員を除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二以上の職務の級が掲げられているときは、この条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)

別表第五イ公安職給料表級別標準職務表(以下「改正後の公安職職務表」という。)、口行政職給料表級別標準職務表及びホ研究職給料表級別標準職務表に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第一公安職給料表、別表第二行政職給料表及び別表第四研究職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員及び附則第六条第二項に規定する特例給料表適用職員を除き、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、旧級、新級及び旧号給に応じて附則別表第三に定める号給とする。

(切替えの特例)

第四条 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における前二条の規定の適用については、附則第二条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第一項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日

の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(公安職給料表の経過的特例)

第六条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第五イ公安職給料表級別標準職務表六級の項第二号に掲げる職務に従事していた職員のうち切替日に改正後の公安職職務表五級の項第一号に掲げる職務(改正後の給与条例第六条第二項の規定により人事委員会規則で定められた同号に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務を含む。)

又は改正後の公安職職務表五級の項第二号に掲げる職務に従事する職員及び人事委員会の定めるこれらに準ずる職員に切替日以降適用する給料表は、改正後の給与条例第六条第一項の規定にかかわらず、附則別表第四公安職特例給料表とする。

2 前項の規定により附則別表第四公安職特例給料表の適用を受ける職員(以下「特例給料表適用職員」という。)の切替日における職務の級は、改正後の給与条例第六条第三項の規定にかかわらず、同表に掲げる特五級とし、特例給料表適用職員の切替日における号給は、切替日の前日において当該特例給料表適用職員が受けていた号給と同じ額の号給とする。

3 特例給料表適用職員のうち、切替日に昇給する職員の切替日における号給については、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会規則への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第 1 (附則第 2 条関係) 職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
公安職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
		3 級
	3 級	3 級
		4 級
	4 級	4 級
		5 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	6 級
		7 級
		8 級
8 級	7 級	
	8 級	
9 級	8 級	
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	1 級
		2 級
	3 級	2 級
		3 級
	4 級	3 級
		4 級
	5 級	4 級
		5 級
	6 級	5 級
		6 級

	7 級	6 級
	8 級	7 級
研究職給料表	1 級	1 級
	2 級	1 級
		2 級
	3 級	2 級
		3 級
	4 級	4 級
		5 級
5 級	5 級	

附則別表第 2（附則第 3 条関係） 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 旧級	1 級	5 級	6 級	9 級
1	1	1	1	25
2	2	2	2	26
3	3	3	3	27
4	4	4	4	28
5	5	5	5	29
6	6	6	6	30
7	7	7	7	31
8	8	8	8	32
9	9	9	9	33
10	10	10	10	34
11	11	11	11	35
12	12	12	12	36
13	13	13	13	37
14	14	14	14	38
15	15	15	15	39
16	16	16	16	40
17	17	17	17	41
18	18	18	18	42
19	19	19	19	43
20	20	20	20	44
21	21	21	21	45
22	22	22	22	46
23	23	23	23	47
24	24	24	24	48
25	25	25	25	49
26	26	26	26	50
27	27	27	27	51
28	28	28	28	52
29	29	29	29	53
30	30	30	30	54
31	31	31	31	55
32	32	32	32	56
33	33	33	33	57
34	34	34	34	58
35	35	35	35	59
36	36	36	36	60
37	37	37	37	61
38	38	38	38	62
39	39	39	39	63
40	40	40	40	64
41	41	41	41	65

42	42	42	42	66
43	43	43	43	67
44	44	44	44	68
45	45	45	45	69
46	46	46	46	70
47	47	47	47	71
48	48	48	48	72
49	49	49	49	73
50	50	50	50	74
51	51	51	51	75
52	52	52	52	76
53	53	53	53	77
54	54	54	54	
55	55	55	55	
56	56	56	56	
57	57	57	57	
58	58	58	57	
59	59	59	57	
60	60	60	58	
61	61	61	58	
62	62	62	58	
63	63	63	59	
64	64	64	59	
65	65	65	59	
66	66	66	60	
67	67	67	60	
68	68	68	60	
69	69	69	60	
70	70	70	60	
71	71	71	60	
72	72	72	60	
73	73	73	60	
74	74	74	60	
75	75	75	60	
76	76	76	61	
77	77	77	61	
78	78	78	61	
79	79	79	61	
80	80	80	61	
81	81	81	61	
82	82	82	61	
83	83	83	61	
84	84	84	61	
85	85	85	61	
86	86	86	61	
87	87	87	61	

88	88	88	62	
89	89	89	62	
90	90	90	62	
91	91	91	63	
92	92	92	63	
93	93	93	63	
94	94	94	63	
95	95	95	63	
96	96	96	63	
97	97	97	64	
98	98			
99	99			
100	100			
101	101			
102	102			
103	103			
104	104			
105	105			
106	106			
107	107			
108	108			
109	109			
110	110			
111	111			
112	112			
113	113			
114	114			
115	115			
116	116			
117	117			
118	118			
119	119			
120	120			
121	121			
122	122			
123	123			
124	124			
125	125			

ロ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 旧級	1 級	7 級	8 級
1	1	25	1
2	2	26	2
3	3	27	3
4	4	28	4
5	5	29	5
6	6	30	6
7	7	31	7
8	8	32	8
9	9	33	9
10	10	34	10
11	11	35	11
12	12	36	12
13	13	37	13
14	14	38	14
15	15	39	15
16	16	40	16
17	17	41	17
18	18	42	18
19	19	43	19
20	20	44	20
21	21	45	21
22	22	46	22
23	23	47	23
24	24	48	24
25	25	49	25
26	26	50	26
27	27	51	27
28	28	52	28
29	29	53	29
30	30	54	30
31	31	55	31
32	32	56	32
33	33	57	33
34	34	58	34
35	35	59	35
36	36	60	36
37	37	61	37
38	38	62	38
39	39	63	39
40	40	64	40
41	41	65	41
42	42	66	42
43	43	67	43

44	44	68	44
45	45	69	45
46	46	70	
47	47	71	
48	48	72	
49	49	73	
50	50	74	
51	51	75	
52	52	76	
53	53	77	
54	54	78	
55	55	79	
56	56	80	
57	57	81	
58	57	82	
59	58	83	
60	58	84	
61	59	85	
62	59		
63	60		
64	60		
65	61		
66	61		
67	62		
68	62		
69	63		
70	63		
71	64		
72	64		
73	65		
74	65		
75	66		
76	66		
77	67		
78	67		
79	68		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	73		
87	74		
88	74		
89	75		
90	75		
91	76		
92	76		
93	77		

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	5 級
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6	6	6
7	7	7
8	8	8
9	9	9
10	10	10
11	11	11
12	12	12
13	13	13
14	14	14
15	15	15
16	16	16
17	17	17
18	18	18
19	19	19
20	20	20
21	21	21
22	22	22
23	23	23
24	24	24
25	25	25
26	26	26
27	27	27
28	28	28
29	29	29
30	30	30
31	31	31
32	32	32
33	33	33
34	34	34
35	35	35
36	36	36
37	37	37
38	38	38
39	39	39
40	40	40
41	41	41
42	42	42

43	43	43
44	44	44
45	45	45
46	45	46
47	46	47
48	46	48
49	47	49
50	47	50
51	48	51
52	48	52
53	49	53
54	50	54
55	51	55
56	52	56
57	53	57
58	53	58
59	53	59
60	54	60
61	54	61
62	54	62
63	55	63
64	55	64
65	55	65
66	56	66
67	56	67
68	56	68
69	57	69
70	58	70
71	59	71
72	60	72
73	61	73
74	61	
75	62	
76	62	
77	63	
78	63	
79	64	
80	64	
81	65	
82	65	
83	66	
84	66	
85	67	
86	67	
87	68	

88	68	
89	69	
90	70	
91	71	
92	72	
93	73	
94	74	
95	75	
96	76	
97	77	
98	78	
99	79	
100	80	
101	81	
102	81	
103	82	
104	82	
105	83	
106	83	
107	84	
108	84	
109	85	
110	85	
111	85	
112	85	
113	86	
114	86	
115	86	
116	86	
117	87	
118	87	
119	87	
120	87	
121	88	

附則別表第 3 (附則第 3 条関係) 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二以上の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 新級 旧号給	2 級		3 級		4 級		7 級			8 級	
	2 級	3 級	3 級	4 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	17	1	1	17	1
2	2	1	2	1	2	1	18	2	1	18	2
3	3	1	3	1	3	1	19	3	1	19	3
4	4	1	4	1	4	1	20	4	1	20	4
5	5	1	5	1	5	1	21	5	1	21	5
6	6	1	6	1	6	1	22	6	1	22	6
7	7	1	7	1	7	1	23	7	1	23	7
8	8	1	8	1	8	1	24	8	1	24	8
9	9	1	9	1	9	1	25	9	1	25	9
10	10	1	10	1	10	1	26	10	1	26	10
11	11	1	11	1	11	1	27	11	1	27	11
12	12	1	12	1	12	1	28	12	1	28	12
13	13	1	13	1	13	1	29	13	1	29	13
14	14	2	14	1	14	1	30	14	2	30	14
15	15	3	15	1	15	1	31	15	3	31	15
16	16	4	16	1	16	1	32	16	4	32	16
17	17	5	17	1	17	1	33	17	5	33	17
18	18	6	18	2	18	1	34	18	6	34	18
19	19	7	19	3	19	1	35	19	7	35	19
20	20	8	20	4	20	1	36	20	8	36	20
21	21	9	21	5	21	1	37	21	9	37	21
22	22	10	22	6	22	1	38	22	10	38	22
23	23	11	23	7	23	1	39	23	11	39	23
24	24	12	24	8	24	1	40	24	12	40	24
25	25	13	25	9	25	1	41	25	13	41	25
26	26	14	26	10	26	2	42	26	14	42	26
27	27	15	27	11	27	3	43	27	15	43	27
28	28	16	28	12	28	4	44	28	16	44	28
29	29	17	29	13	29	5	45	29	17	45	29
30	30	18	30	14	30	6	46	30	18	46	30
31	31	19	31	15	31	7	47	31	19	47	31
32	32	20	32	16	32	8	48	32	20	48	32
33	33	21	33	17	33	9	49	33	21	49	33
34	34	22	34	18	34	10	50	34	22	50	34
35	35	23	35	19	35	11	51	35	23	51	35
36	36	24	36	20	36	12	52	36	24	52	36
37	37	25	37	21	37	13	53	37	25	53	37
38	38	26	38	22	38	14	54	38	26	54	38
39	39	27	39	23	39	15	55	39	27	55	39
40	40	28	40	24	40	16	56	40	28	56	40
41	41	29	41	25	41	17	57	41	29	57	41
42	42	30	42	26	42	18	58	42	30	58	42
43	43	31	43	27	43	19	59	43	31	59	43
44	44	32	44	28	44	20	60	44	32	60	44
45	45	33	45	29	45	21	61	45	33	61	45
46	46	34	46	30	46	22	62	46	34	62	46
47	47	35	47	31	47	23	63	47	35	63	46
48	48	36	48	32	48	24	64	48	36	64	46
49	49	37	49	33	49	25	65	48	37	65	46
50	50	38	50	34	50	26	66	48	38	66	47

51	51	39	51	35	51	27	67	48	39	67	47
52	52	40	52	36	52	28	68	48	40	68	47
53	53	41	53	37	53	29	69	49	41	69	47
54	54	42	54	38	54	30	70	49	41	70	47
55	55	43	55	39	55	31	71	50	41	71	47
56	56	44	56	40	56	32	72	50	41	72	48
57	57	45	57	41	57	33	73	51	41	73	48
58	58	46	58	42	58	34	74	51	41	74	48
59	59	47	59	43	59	35	75	52	41	75	48
60	60	48	60	44	60	36	76	52	41	76	48
61	61	49	61	45	61	37	77	52	41	77	48
62	62	50	62	46	62	38	78	52	41	78	48
63	63	51	63	47	63	39	79	52	41	79	49
64	64	52	64	48	64	40	80	52	41	80	49
65	65	53	65	49	65	41	81	52	41	81	49
66	66	54	66	50	66	42	82	52	41	82	49
67	67	55	67	51	67	43	83	52	41	83	49
68	68	56	68	52	68	44	84	52	41	84	49
69	69	57	69	53	69	45	85	53	42	85	50
70	70	58	70	54	70	45	86	53	42	86	50
71	71	59	71	55	71	46	87	53	42	87	51
72	72	60	72	56	72	46	88	53	42	88	51
73	73	61	73	57	73	47	89	53	42	89	52
74	74	62	74	58	74	47	90	53	42		
75	75	63	75	59	75	48	91	53	42		
76	76	64	76	60	76	48	92	53	42		
77	77	65	77	61	77	49	93	53	42		
78	78	66	78	62	78	50	94	53	42		
79	79	67	79	63	79	51	95	53	42		
80	80	68	80	64	80	52	96	54	42		
81	81	69	81	65	81	53	97	54	42		
82	82	70	82	66	82	54	98	54	42		
83	83	71	83	67	83	55	99	55	42		
84	84	72	84	68	84	56	100	55	42		
85	85	73	85	69	85	57	101	55	42		
86	86	74	86	69	86	57					
87	87	75	87	70	87	58					
88	88	76	88	70	88	58					
89	89	77	89	71	89	59					
90	90	78	90	71	90	59					
91	91	79	91	72	91	60					
92	92	80	92	72	92	60					
93	93	81	93	73	93	61					
94	94	82	94	74	94	61					
95	95	83	95	75	95	61					
96	96	84	96	76	96	62					
97	97	85	97	77	97	62					
98	98	86	98	78	98	62					
99	99	87	99	79	99	63					
100	100	88	100	80	100	63					

ロ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 新級 旧号給	2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	1 級	2 級	2 級	3 級	3 級	4 級	4 級	5 級	5 級	6 級
1	33	1	21	1	25	1	17	1	17	1
2	34	2	22	2	26	2	18	2	18	2
3	35	3	23	3	27	3	19	3	19	3
4	36	4	24	4	28	4	20	4	20	4
5	37	5	25	5	29	5	21	5	21	5
6	38	6	26	6	30	6	22	6	22	6
7	39	7	27	7	31	7	23	7	23	7
8	40	8	28	8	32	8	24	8	24	8
9	41	9	29	9	33	9	25	9	25	9
10	42	10	30	10	34	10	26	10	26	10
11	43	11	31	11	35	11	27	11	27	11
12	44	12	32	12	36	12	28	12	28	12
13	45	13	33	13	37	13	29	13	29	13
14	46	14	34	14	38	14	30	14	30	14
15	47	15	35	15	39	15	31	15	31	15
16	48	16	36	16	40	16	32	16	32	16
17	49	17	37	17	41	17	33	17	33	17
18	50	18	38	18	42	18	34	18	34	18
19	51	19	39	19	43	19	35	19	35	19
20	52	20	40	20	44	20	36	20	36	20
21	53	21	41	21	45	21	37	21	37	21
22	54	22	42	22	46	22	38	22	38	22
23	55	23	43	23	47	23	39	23	39	23
24	56	24	44	24	48	24	40	24	40	24
25	57	25	45	25	49	25	41	25	41	25
26	58	26	46	26	50	26	42	26	42	26
27	59	27	47	27	51	27	43	27	43	27
28	60	28	48	28	52	28	44	28	44	28
29	61	29	49	29	53	29	45	29	45	29
30	62	30	50	30	54	30	46	30	46	30
31	63	31	51	31	55	31	47	31	47	31
32	64	32	52	32	56	32	48	32	48	32
33	65	33	53	33	57	33	49	33	49	33
34	66	34	54	34	58	34	50	34	50	34
35	67	35	55	35	59	35	51	35	51	35
36	68	36	56	36	60	36	52	36	52	36
37	69	37	57	37	61	37	53	37	53	37
38	70	38	58	38	62	38	54	38	54	38
39	71	39	59	39	63	39	55	39	55	39
40	72	40	60	40	64	40	56	40	56	40
41	73	41	61	41	65	41	57	41	57	41
42	74	42	62	42	66	42	58	42	58	41

43	75	43	63	43	67	43	59	43	59	42
44	76	44	64	44	68	44	60	44	60	42
45	77	45	65	45	69	45	61	45	61	43
46	78	46	66	46	70	46	62	46	62	43
47	79	47	67	47	71	47	63	47	63	44
48	80	48	68	48	72	48	64	48	64	44
49	81	49	69	49	73	49	65	49	65	45
50	82	50	70	50	74	50	66	49	66	45
51	83	51	71	51	75	51	67	50	67	45
52	84	52	72	52	76	52	68	50	68	45
53	85	53	73	53	77	53	69	51	69	46
54	86	54	74	54	78	54	70	51	70	46
55	87	55	75	55	79	55	71	52	71	46
56	88	56	76	56	80	56	72	52	72	46
57	89	57	77	57	81	57	73	53	73	47
58	90	57	78	58	82	58	74	53	74	47
59	91	58	79	59	83	59	75	54	75	47
60	92	58	80	60	84	60	76	54	76	47
61	93	59	81	61	85	61	77	55	77	47
62	93	59	82	61	86	62	78	55	78	47
63	93	60	83	61	87	63	79	56	79	47
64	93	60	84	62	88	64	80	56	80	47
65	93	61	85	62	89	65	81	57	81	47
66	93	61	86	62	90	66	82	57	82	47
67	93	62	87	63	91	67	83	58	83	47
68	93	62	88	63	92	68	84	58	84	48
69	93	63	89	63	93	69	85	58	85	48
70	93	63	90	64	94	70	86	58	86	48
71	93	64	91	64	95	71	87	58	87	48
72	93	64	92	64	96	72	88	58	88	48
73	93	65	93	65	97	73	89	58	89	48
74	93	65	94	65	98	74	90	58	90	48
75	93	65	95	65	99	75	91	58	91	48
76	93	65	96	66	100	76	92	58	92	48
77	93	66	97	66	101	76	93	59	93	48
78	93	66	98	66	102	76	94	59	94	48
79	93	66	99	67	103	76	95	59	95	48
80	93	66	100	67	104	76	96	59	96	48
81	93	67	101	67	105	77	97	59	97	49
82	93	67	102	68	106	77	98	59	98	49
83	93	67	103	68	107	77	99	59	99	50
84	93	67	104	68	108	77	100	59	100	50
85	93	68	105	69	109	77	101	59	101	51
86	93	68	106	69	110	78	102	59	102	51
87	93	68	107	69	111	78	103	59	103	52
88	93	68	108	69	112	78	104	59	104	52

89	93	69	109	70	113	79	105	60	105	52
90	93	69	110	70	114	80	106	60		
91	93	69	111	70	115	81	107	60		
92	93	69	112	70	116	82	108	60		
93	93	69	113	71	117	83	109	61		
94	93	70	114	71	118	83	110	61		
95	93	70	115	71	119	84	111	61		
96	93	70	116	71	120	84	112	61		
97	93	70	117	71	121	85	113	62		
98	93	70	118	72	122	86	114	62		
99	93	71	119	72	123	87	115	62		
100	93	71	120	72	124	88	116	62		
101	93	71	121	72	125	89	117	63		
102	93	71	122	72	126	89	118	63		
103	93	71	123	73	127	90	119	63		
104	93	72	124	73	128	90	120	63		
105	93	72	125	73	129	91	121	64		
106	93	72	126	73	130	91				
107	93	72	127	73	131	92				
108	93	72	128	74	132	92				
109	93	72	129	74	133	93				
110	93	73	130	74	134	94				
111	93	73	131	74	135	95				
112	93	73	132	74	136	96				
113	93	73	133	75	137	97				
114	93	73			138	97				
115	93	73			139	98				
116	93	74			140	98				
117	93	74			141	99				
118	93	74								
119	93	74								
120	93	74								
121	93	74								
122	93	75								
123	93	75								
124	93	75								
125	93	75								

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 新級 旧号給	2 級		3 級		4 級	
	1 級	2 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	25	1	41	1	1	1
2	26	2	42	2	2	1
3	27	3	43	3	3	1
4	28	4	44	4	4	1
5	29	5	45	5	5	1
6	30	6	46	6	6	1
7	31	7	47	7	7	1
8	32	8	48	8	8	1
9	33	9	49	9	9	1
10	34	10	50	10	10	1
11	35	11	51	11	11	1
12	36	12	52	12	12	1
13	37	13	53	13	13	1
14	38	14	54	14	14	1
15	39	15	55	15	15	1
16	40	16	56	16	16	1
17	41	17	57	17	17	1
18	42	18	58	18	18	1
19	43	19	59	19	19	1
20	44	20	60	20	20	1
21	45	21	61	21	21	1
22	46	22	62	22	22	1
23	47	23	63	23	23	1
24	48	24	64	24	24	1
25	49	25	65	25	25	1
26	50	26	66	26	26	1
27	51	27	67	27	27	1
28	52	28	68	28	28	1
29	53	29	69	29	29	1
30	54	30	70	30	30	1
31	55	31	71	31	31	1
32	56	32	72	32	32	2
33	57	33	73	33	33	3
34	58	34	74	34	34	3
35	59	35	75	35	35	4
36	60	36	76	36	36	4
37	61	37	77	37	37	5
38	62	38	78	38	38	6
39	63	39	79	39	39	6
40	64	40	80	40	40	7
41	65	41	81	41	41	7
42	66	42	82	42	42	8

43	67	43	83	43	43	8
44	68	44	84	44	44	9
45	69	45	85	45	45	9
46	70	46	86	46	46	10
47	71	47	87	47	47	10
48	72	48	88	48	48	11
49	73	49	89	49	49	11
50	74	49	90	50	50	12
51	75	50	91	51	51	13
52	76	50	92	52	52	13
53	77	51	93	53	53	14
54	78	51	94	54	54	14
55	79	52	95	55	55	15
56	80	52	96	56	56	15
57	81	53	97	57	57	16
58	82	53	98	58	58	16
59	83	54	99	59	59	17
60	84	54	100	60	60	17
61	85	55	101	61	61	17
62	86	55	102	62	62	18
63	87	56	103	63	63	18
64	88	56	104	64	64	18
65	89	57	105	65	65	19
66	90	57	106	66	66	19
67	91	58	107	67	67	19
68	92	58	108	68	68	20
69	93	59	109	69	69	20
70	94	59	110	70	70	20
71	95	60	111	71	71	20
72	96	60	112	72	72	20
73	97	61	113	73	73	21
74	98	61	114	74	74	21
75	99	62	115	75	75	21
76	100	62	116	76	76	21
77	101	63	117	77	77	21
78	102	63	118	78	78	22
79	103	64	119	79	79	22
80	104	64	120	80	80	22
81	105	65	121	81	81	22
82	106	65	121	82	82	22
83	107	65	121	83	83	22
84	108	66	121	84	84	23
85	109	66	121	85	85	23
86	110	66	121	86	86	23
87	111	67	121	87	87	23
88	112	67	121	88	88	23

89	113	67	121	89	89	23
90	114	68				
91	115	68				
92	116	68				
93	117	69				
94	118	69				
95	119	69				
96	120	70				
97	121	70				
98	121	70				
99	121	71				
100	121	71				
101	121	71				
102	121	72				
103	121	72				
104	121	72				
105	121	72				
106	121	72				
107	121	73				
108	121	73				
109	121	73				
110	121	73				
111	121	73				
112	121	74				
113	121	74				
114	121	74				
115	121	74				
116	121	74				
117	121	75				
118	121	75				
119	121	75				
120	121	75				
121	121	75				

附則別表第 4 (附則第 6 条関係) 公安職特例給料表

職務の級	特 5 級
号 給	給料月額
	円
1	383,800
2	385,900
3	388,000
4	389,900
5	391,600
6	393,100
7	394,400
8	395,800
9	397,000
10	398,100
11	399,100
12	400,100
13	401,300
14	402,500
15	403,600
16	404,800
17	406,100
18	406,900
19	407,700
20	408,400
21	408,900
22	409,600
23	410,300
24	410,900
25	411,600
26	412,000
27	412,600
28	413,200
29	413,600
30	414,200
31	414,700
32	415,200
33	415,700
34	416,300
35	416,700
36	417,200
37	417,600
38	417,900
39	418,200
40	418,500

41	418,800
42	419,100
43	419,400
44	419,700
45	419,900
46	420,200
47	420,500
48	420,800
49	421,000
50	421,300
51	421,600
52	421,800
53	422,000
54	422,300
55	422,600
56	422,800
57	423,000
58	423,300
59	423,600
60	423,800
61	424,000
62	424,300
63	424,600
64	424,800
65	425,000

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十九号

福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に、「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第四条中「者」の下に「（第十二条の二において「暴追センター」という。）」を加える。

第十二条の二第一項中「まさに」を「正に」に改め、同条を第十二条の三とし、第二章中第十二条の次に次の一条を加える。

（暴力団からの離脱を促進するための措置）

第十二条の二 県は、暴力団員の暴力団からの離脱を促進するため、暴力団から離脱した者を雇用する事業者及び暴力団から離脱する意志を有する者に対し、暴追センター等と連携を図りながら、暴力団からの離脱に関する必要な助言、雇用又は就労の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十四条の二第一項中「同条第十一項第三号」を「同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第十三項第四号」に改める。

第十九条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

2 第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反する行為を行った者が、前項の規定により公安委員会が勧告を行う前に、公安委員会に対し、当該行為に係る事実の報告又は資料の提出を行い、かつ、将来にわたってそれぞれ違反する行為の態様に応じて第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反する行為を行わない旨の書面を提出した場合には、

前項の規定を適用しない。

第二十三条第一項を次のように改める。

公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

一 第二十一条第一項の規定により説明又は資料の提出を求められた者が、正当な理由がなく当該説明又は資料の提出を拒んだ場合

二 前条第一項の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかった場合

三 前条第二項の規定による事実の報告又は資料の提出を行い、かつ、将来にわたって第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反する行為を行わない旨の書面の提出を行った者が、前条第二項の事実の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はそれぞれ提出した当該書面の内容に反して再び第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項若しくは第二十条第二項の規定に違反する行為を行った場合

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の二第一項の改正規定は、平成二十八年六月二十三日から施行する。